

俱知安町  
一般廃棄物処理基本計画  
(令和5年度～令和14年度)



令和5年2月  
(令和8年3月改訂)

俱知安町

## 目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の構成	1
3 計画対象区域	2
4 計画収集人口	2
5 対象廃棄物	2
6 計画期間と目標年次	2
第2章 俱知安町の概要	3
1 地勢	3
2 気候	3
3 人口・世帯数等	4
4 産業	6
5 観光客入込客数	7
6 土地利用の状況	7
7 将来の構想	8
第3章 ごみ処理の現況	9
1 ごみの排出量	9
2 ごみ処理体系	15
3 資源化・リサイクルの状況	19
4 最終処分の状況	20
5 ごみ処理施設の概要	21
第4章 関連計画等の整理	
1 計画の性格と位置づけ	25
第5章 将来ごみ量の予測	26
1 人口予測	26
2 ごみ発生量の考え方	26
3 ごみ発生量の予測	27
4 種類別ごみ発生量の予測	28
5 資源化・リサイクル率の予測	29
6 最終処分量の予測	30

## 第6章 ごみ処理の課題

1	収集運搬の課題	31
2	減量化・資源化の課題	32
3	中間処理施設の課題	32
4	最終処分場の課題	32

## 第7章 ごみ処理基本計画

1	基本理念	33
2	基本方針	33
3	計画の目標	34
4	ごみ処理費の抑制	37
5	基本方針に基づく今後の取り組み	37
6	分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	41
7	ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	42
8	収集・運搬体制計画	43
9	中間処理計画	46
10	最終処分場計画	47
11	その他ごみに関し必要な事項	48

## 第8章 生活排水処理基本計画

1	計画策定の趣旨	49
2	基本方針	49
3	生活排水の排出の状況	49
4	生活排水の処理体系及び処理主体	50
5	生活排水処理基本計画	51

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

これまで私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式によって国民生活や活動が飛躍的に拡大した結果、ごみの発生量の増加やごみの種類の多様化による処理の困難化、さらには天然資源の枯渇や地球環境への負荷の増大など様々な問題をもたらしています。

このような状況に対応するため、従来の社会システムの構造を脱却し、ごみを減らし、かつ、資源として循環させる環境負荷の少ない社会構造への転換が求められています。

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」という規定により、定められています。

本町のごみ処理に関しては、第6次俱知安町総合計画（計画期間：令和2年度～令和13年度）の中で「帰ってきたいくなる故郷（まち）にする」として、循環型社会の構築に向けたごみの減量化、資源化及び適正処理の推進を積極的に努めています。これまで、ごみ処理の有料化、生ごみの分別収集処理による堆肥化、紙製容器包装とプラスチック製容器包装リサイクルの推進によりごみの減量化が順調に図られてきました。また、もやせるごみは羊蹄山麓7ヶ町村の広域処理を行っているところでありますが、新たなごみ処理方法として固形燃料化へと移行し、ごみ処理の大きな転換が図られています。

本計画は、長期的・総合的視点に立って、今後の循環型社会の構築とごみの適正な処理を進めるための各種施策についての基本的な方向を示すものです。

2 計画の構成

一般廃棄物処理計画は、図1-2-1 に示すとおり、「一般廃棄物処理基本計画」と「一般廃棄物処理実施計画」から構成されます。また、基本計画と実施計画はそれぞれ、ごみに関する部分「ごみ処理基本計画」及び生活排水に関する部分「生活排水処理基本計画」から構成されています。本計画は、下記の「一般廃棄物処理基本計画」に位置付けられます。

一般廃棄物処理計画			
一般廃棄物処理基本計画（本計画）		一般廃棄物処理実施計画	
ごみ処理基本計画	生活排水処理基本計画	ごみ処理実施計画	生活排水処理実施計画
目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごと改定するほか、計画策定の前提となっています。諸条件に大きな変更があった場合には見直しを行うことが適切です。		毎年度末までに次年度に関するごみ及び生活排水処理について策定する必要があります。	

図1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成図

3 計画対象区域

本計画の計画区域は、俱知安町全域とします。

4 計画収集人口

本計画の計画収集人口は、全行政区域内人口とします。

5 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とします。

6 計画期間と目標年次

本計画は、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とし、社会状況の変化に対応する必要があるとされた場合は、計画目標年次にこだわらず、計画の見直しを行うことができるものとします。

計画期間 : 令和5年度から令和14年度までの10年間
-----------------------------

目標年次 : 令和14年度
---------------

区分 \ 年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
一般廃棄物 処理基本計画		計画策定										計画目標年次

## 第2章 倶知安町の概要

### 1 地 勢

倶知安町は、北海道西部の後志地方の中央に位置しています。北海道後志総合振興局をはじめ、多くの官公庁や各種団体が集積し、後志地方の行政・経済・交通の中心的な役割を担う町です。羊蹄山やニセコ連峰に囲まれ、東は京極町、西は共和町、南はニセコ町、北は赤井川村、仁木町と接しています。

- ① 面 積：261.24 km<sup>2</sup>
- ② 方位（経度）：東経140°45'18"  
（緯度）：北緯42°53'42"
- ③ 長さ（東西）：25.1km  
（南北）：21.8km
- ④ 海 抜：標高176m



図2-1-1 位置図

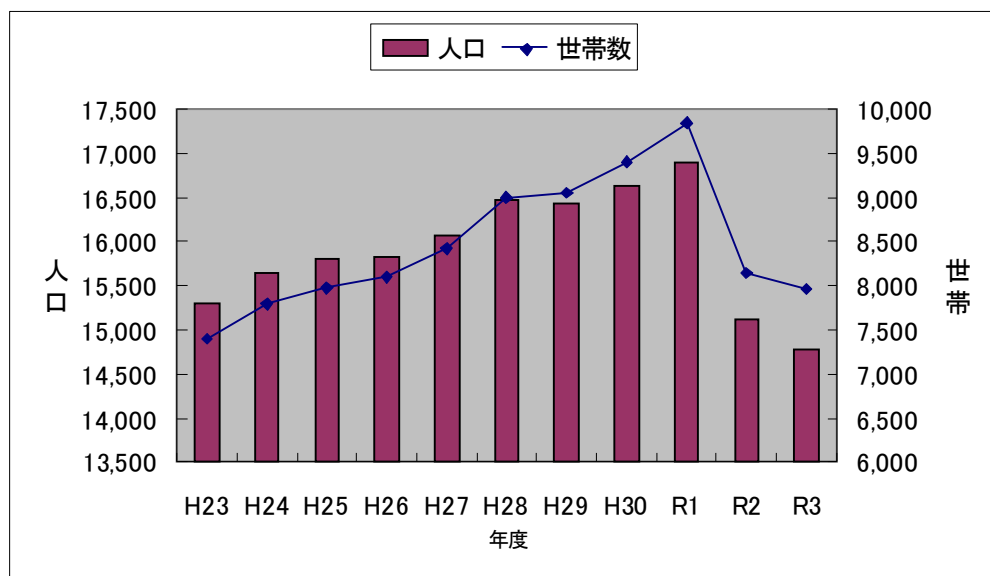
### 2 気 象

令和3年度の気象状況について、平均気温は、4月から11月は約13℃、12月から3月は約-3℃と比較的気温が低く、年間を通じての最高気温は34.4℃、最低気温は-18.6℃となっています。豪雪地帯であり、年間降雪量は879cm、2月に最深積雪218cmを記録しています。

### 3 人口・世帯数

#### (1) 人口・世帯数

本町の人口・世帯数は、海外投資によるホテル、コンドミニアムの建設がニセコひらふ地区で相次いだほか、ニセコひらふ地区の宿泊施設の従業員や北海道新幹線の建設従事者の住居として、町内に数多くの集合住宅が建設されたことにより増加していましたが、令和2・3年度はコロナ禍の影響により減少に転じています。



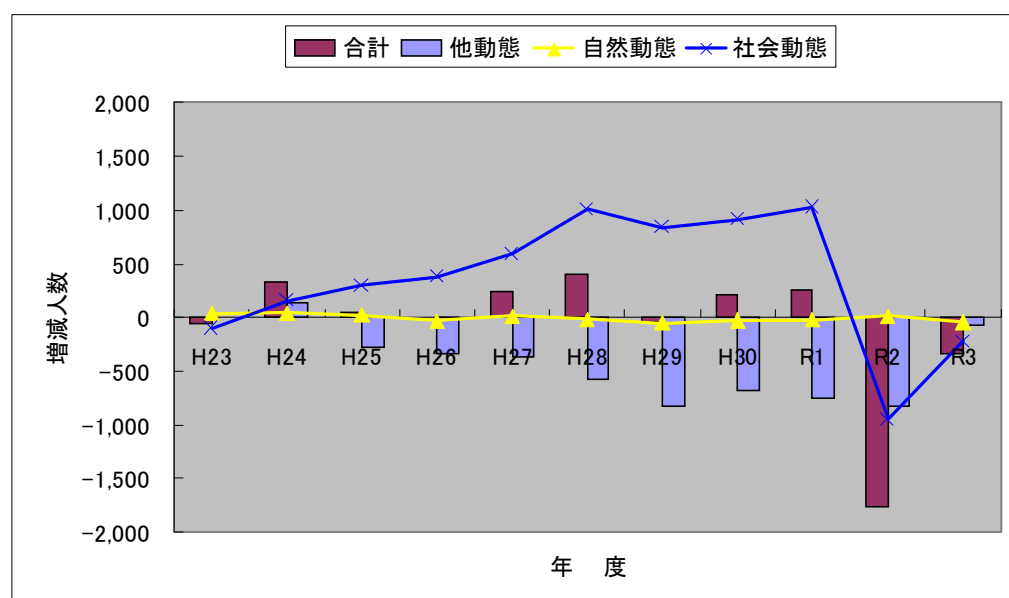
各年度末 住民基本台帳人口世帯数 北海道統計資料より

図2-3-1 人口・世帯数の推移

#### (2) 人口動態

町内での出生・死亡数（自然動態）、転入者数と転出者数（社会動態）を示しています。

自然動態・他動態はマイナス傾向ですが、社会動態はプラス傾向となっています。令和2・3年度はコロナ禍の影響により全動態が大きなマイナスとなっています。



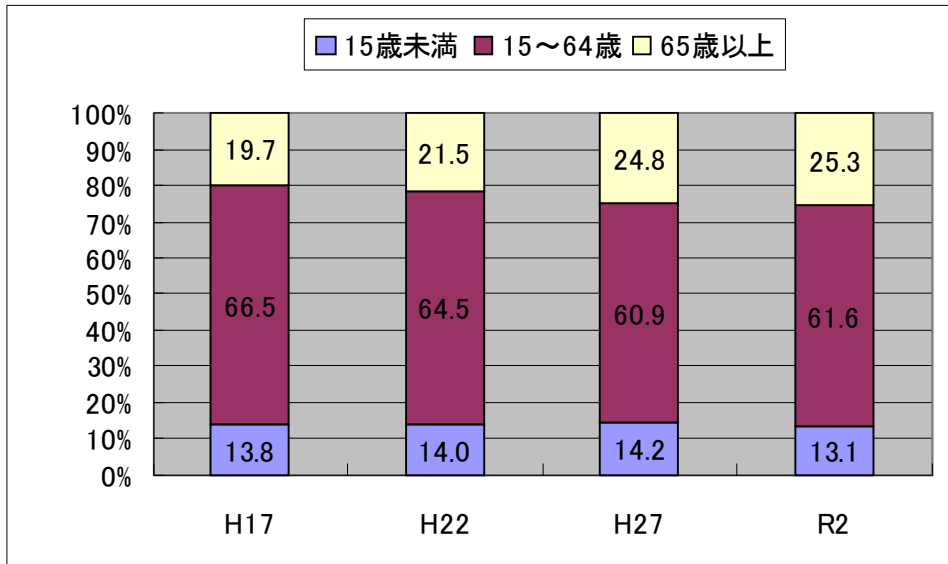
各年度 人口動態数 北海道統計資料より

図2-3-2 人口動態

(3) 年齢別人口

令和2年の国勢調査によると、本町の年齢3区分別の人口割合は、年少人口（15歳未満）が13.1%、生産年齢人口（15～64歳）が61.6%、老年人口（65歳以上）が25.3%となっています。

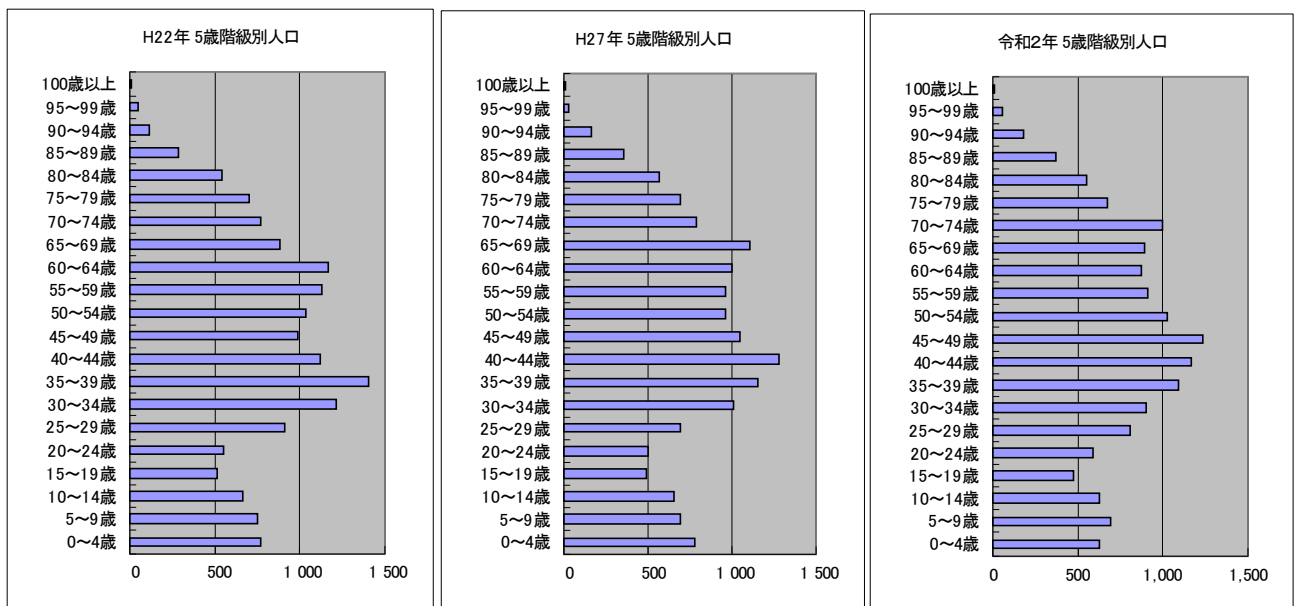
過去の調査結果と比較すると、年少、生産年齢人口が減少し、老年人口の増加が見られ少子高齢化がすすんでいます。



各年 3区分別人口 国勢調査より

図2-3-3 年齢3区分別人口の割合

過去の5歳階級別の人口推移は、60歳代以上の増加が見られます。



各年 5歳階級別人口 国勢調査より

図2-3-4 年齢5歳階級別人口の割合

## 4 産 業

本町の産業別事業所数の推移は増減を繰り返し、従業者数の推移は減少しています。

産業別（第1次～第3次）で見ても同様の状況となっています。

産業別事業所数の割合（平成28年度）は第1次産業1.5%、第2次産業9.6%、第3次産業88.9%となっており、業種別には、卸売・小売業が22.6%、飲食店・宿泊業が21.3%、不動産業が10.9%となっています。

産業別従業者数の割合（平成28年度）は、第1次産業2.0%。第2次産業11.6%、第3次産業86.4%となっており、業種別には、卸売・小売業が21.8%、飲食店・宿泊業が15.0%、医療・福祉業が12.2%となっています。

表2-4-1 産業者別事業所数及び従業者数

産業大分類	平成24年度		平成26年度		平成28年度	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数	886	7,169	1,014	8,262	910	6,936
第1次産業	15	129	17	182	14	139
農林漁業	15	129	17	182	14	139
第2次産業	83	793	86	870	87	804
鉱業	-	-	-	-	-	-
建設業	59	515	60	536	63	535
製造業	24	278	26	334	24	269
第3次産業	788	6,247	911	7,210	809	5,993
電気・ガス・熱供給・水道業	4	90	5	109	4	106
情報通信業	6	22	7	14	6	15
運輸業	19	900	22	415	22	398
卸売・小売業	199	1,320	211	1,497	206	1,512
金融・保険業	11	101	13	110	13	129
不動産業	87	304	103	326	99	326
学術研究専門・技術サービス業	32	110	38	158	34	118
飲食店、宿泊業	203	1,164	202	1,022	194	1,042
生活関連サービス業・娯楽業	71	481	82	468	76	488
医療、福祉	48	742	68	924	57	842
教育、学習支援	21	94	34	329	21	96
複合サービス業	7	211	5	308	6	319
サービス業（他に分類されないもの）	80	708	76	627	71	602
不詳・その他*	-	-	24	-	-	-
公務	-	-	21	903	-	-

資料 俱知安町 俱知安の統計 2021版より

5 観光客入込客数

観光客入込客数（平成30年度）は道内客約96万人、道外客約68万人（うち外国人宿泊者数約15万1千人）、合計で約165万人であり道内有数の観光地であります。（令和元・2・3年度はコロナ禍のため大幅に減少）

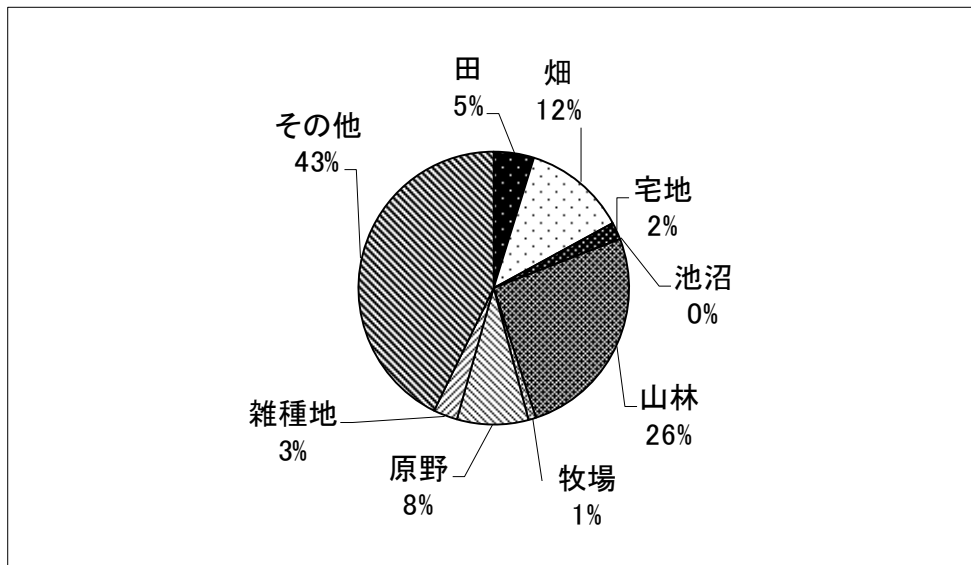
表2-5-1 観光客入込客数

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入込客（人）	合計	1,564,900	1,614,100	1,646,600	1,493,400	576,900
	道外客	583,500	622,700	681,900	588,400	220,300
	道内客	981,400	991,400	964,700	905,000	356,600
上の区分（人）	日帰客	956,400	1,046,900	1,067,100	1,008,800	447,800
	宿泊客	608,500	567,200	579,500	484,600	129,100
宿泊延べ数	1,248,100	1,273,000	1,276,000	1,142,200	241,100	299,700

資料 倶知安町 倶知安の統計 2021版より

6 土地利用の状況

本町の地目別面積構成では、「その他」の43%が最も高く、次いで「山林」の26%、「畑」の12%が続いています。



（その他：公道、学校用地、境内地、保安林、鉄軌道用地などを含む）

図2-6-1 地目別土地面積構成

資料 倶知安町 倶知安の統計 2021版より

## 7 将来の構想（第6次倶知安町総合計画）

倶知安町の基本構想は「この町に生活する全ての人々が、“この町に住んで良かった”と感じ、夢をもって住み続けられる「ふるさと倶知安」とされ、詳細施策・事業の中には環境保全などが謳われています。

**基本目標1 くっちゃんて暮らす幸せを感じる**

- 個別目標1 安心して子育て 子育て ができるまちにする
- 地域の子ども・子育て 子育て 支援の充実
  - 質の高い幼児期の 幼児教育 ・保育の総合的な提供
  - 保育の量的拡大・確保
  - 子どもの教育の充実
  - 健全な青少年を育む世代間交流の推進
  - 家庭 教育の支援の充実
- 個別目標2 誰もが長く働き続けられるまちにする
- 地場産業の強化と農作物の加工・販売の促進
  - 町の賑わいと活力を創出する商工業の支援の充実
  - 人手不足を解消するため通年で職場確保と受入体制の整備
  - 後継者対策と起業者に対する支援の充実
- 個別目標3 健康で笑顔があふれるまちにする
- 誰もが（観光客であっても）安心できる医療体制の整備
  - 安心して暮らせる福祉環境の充実
  - 活発な健康づくりと生涯スポーツの推進
  - 生涯学習と文化振興の充実
  - 倶知安町の歴史・文化の次世代への継承
  - 町民スキー機会の普及と拡充
  - スキーの町としてスキー・スノーボード選手の育成支援
- 個別目標4 帰ってきたくなる故郷（まち）にする
- 国際リゾート地にふさわしいまちづくりの推進
  - 自然の恵みを活かしたまちづくりの推進
  - 定住のための住宅環境の整備
  - 一人ひとりの人権を尊重する取り組みの充実
  - 多様な人々との交流・協働によるまちづくりの推進
  - 高校生が活躍するまちづくりの推進
  - 効率的・効果的な行財政運営
- 個別目標5 住みたくなる都市（まち）にする
- 誰もが生活しやすい 都市環境の整備
  - 豪雪の町でも暮らしやすい克雪の取り組みの充実
  - 未来につなげるまちづくりの推進
  - 公共交通ネットワークの充実
  - 防災・防犯など安全な地域をつくる取り組みの充実
- 個別目標6 新幹線と高速道路によって人と地域がつながるまちにする
- 新幹線開業に向けた着実なまちづくり
  - まちの賑わいを生かしてつなぐ土地の利用
  - 誰でも使いやすい駅関連施設の整備
  - 円滑で安全な広域的交通ネットワークの形成

**基本目標2 くっちゃんて 交流する 幸せを感じる**

- 個別目標1 交流エリアとしての質を高める
- 域内交通網の整備
  - 羊蹄山・ニセコ連峰 の環境保全
  - 安全・安心なりゾートの形成
  - 広域的な連携を通じた通年観光型の実現
- 個別目標2 交流タウンとしての魅力を高める
- 観光インフラ、観光人材 の整備
  - 持続可能な観光地に向けた取り組み
  - 民間活力によるブランド 価値 向上と観光関連産業の振興
  - 新幹線駅があるメリットを最大限活かしたまちづくり
- 個別目標3 交流タウンとして多文化共生を実現する
- 倶知安町を訪れた外国人が情報を得やすい環境の整備
  - 文化の相互理解を深めるための国際交流の促進
  - 多文化共生のまちづくりの推進

第3章 ごみ処理の現況

1 ごみの排出量

(1) 一般廃棄物の年間排出量

①人口と一般廃棄物の年間排出量

行政区域内の人口は、平成24年度から令和元年度の8年間で、約8.0%増加しています。

一般廃棄物の排出量は、平成24年度からの8年間で増加傾向となっており、これはリゾートエリアにおける開発に伴う観光客・従業員の増加等の影響によるものと考えられます。

なお、令和2・3年度の人口・排出量はコロナ禍の影響により大幅な減少となっています。

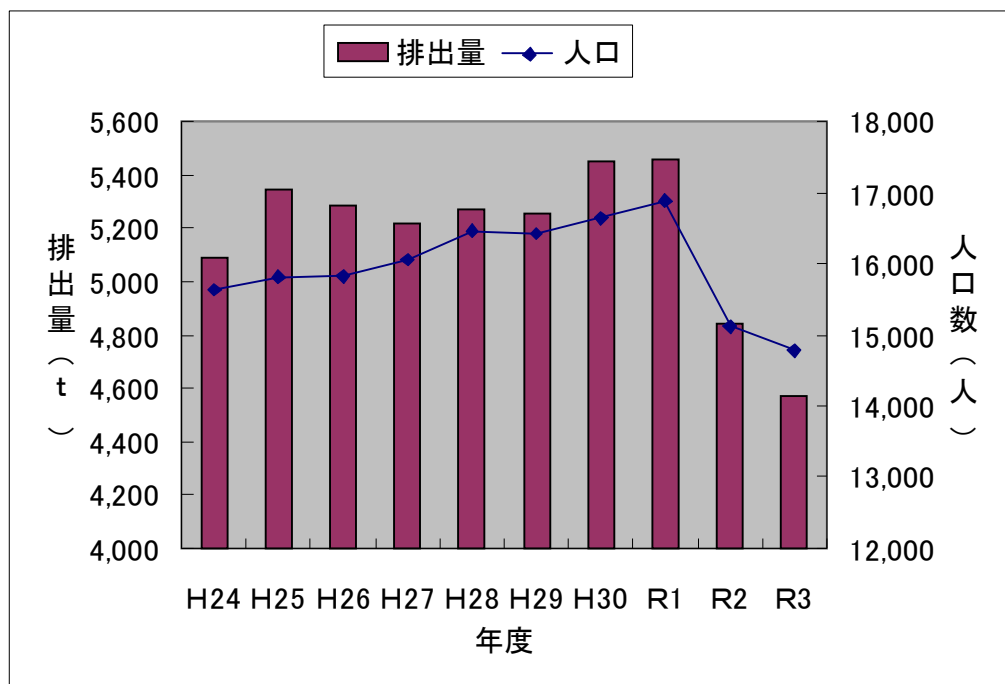


図3-1-1 人口と一般廃棄物の年間排出量

表3-1-1 人口と一般廃棄物の年間排出量 (単位：人・トン)

年度 種別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人口	15,638	15,816	15,825	16,060	16,469	16,432	16,642	16,892	15,123	14,785
排出量	5,094	5,346	5,287	5,216	5,268	5,256	5,455	5,458	4,843	4,573

②種類別のごみ排出量

全ての種別のごみで近年はほぼ一定で推移しています。令和2・3年度はコロナ禍の影響により大幅に減少していますが、中古物件の自己リフォーム等の増加によりもやせないごみ・粗大ごみの排出量は増加傾向となっています。

ごみ処理の経緯として、平成15年の容器包装リサイクル法の完全実施、平成18年から町による粗大ごみの収集運搬を行わない、平成17年3月から生ごみの分別収集、平成27年度からもやせるごみの固形燃料化、令和4年10月から衛生ごみの別途収集が開始されました。

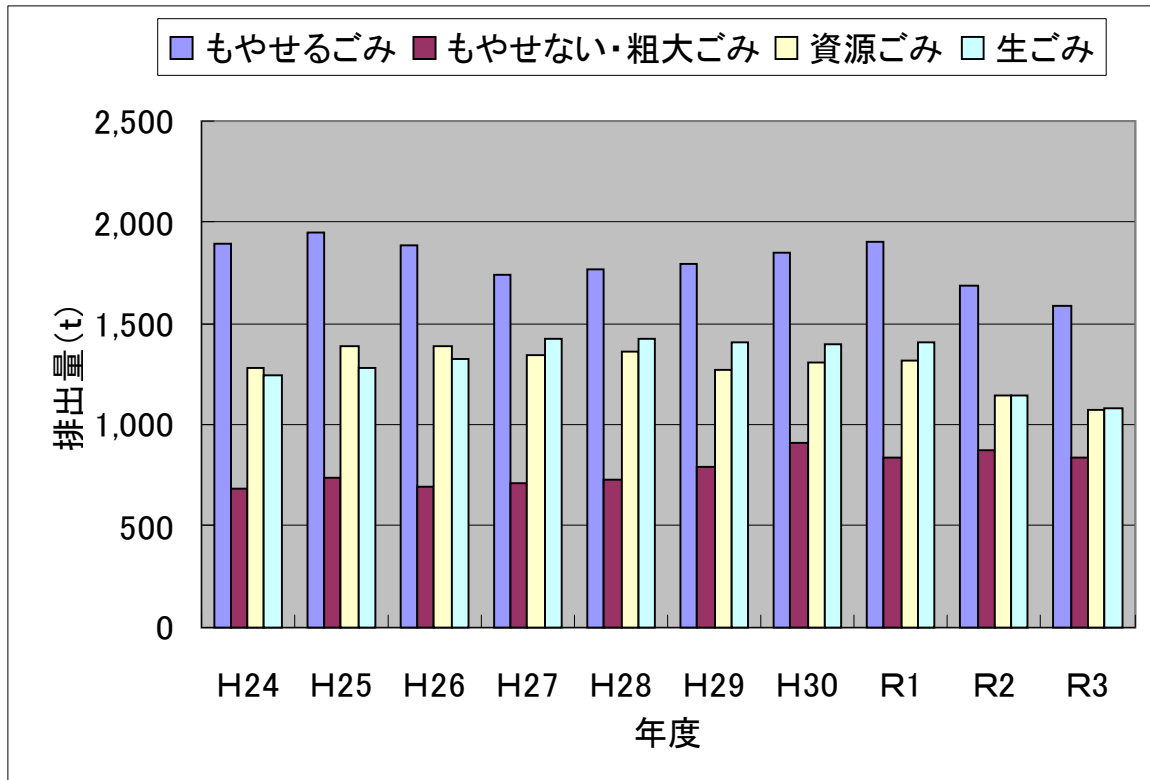


図3-1-2 種類別ごみ排出量

表3-1-2 種類別ごみ排出量  
(単位: トン)

年度 種別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
もやせる	1,890	1,946	1,888	1,740	1,763	1,791	1,844	1,901	1,683	1,583
もやせない・粗大	681	735	695	715	726	788	907	840	875	838
うちもやせない	621	667	644	659	654	720	828	766	785	771
うち粗大	60	68	51	56	72	68	79	74	90	67
資源	1,277	1,276	1,384	1,338	1,357	1,274	1,310	1,313	1,144	1,075
生ごみ	1,246	1,276	1,320	1,423	1,422	1,403	1,394	1,404	1,141	1,077

\*粗大ごみ量は、清掃センター窓口で確認できた量を記載しました。

(2) 1人1日当たりの排出量

①一般廃棄物の総排出量

一般廃棄物の総排出量は、収集運搬によるもの及び直接搬入によるものがあり、排出者による直接搬入が約4割を占めており、収集運搬については減少傾向、直接搬入については増加傾向となっています。総排出量に係る1人1日当たりの排出量は横這い傾向で推移しており、総排出量は人口増減に大きく左右されるものと考えられます。

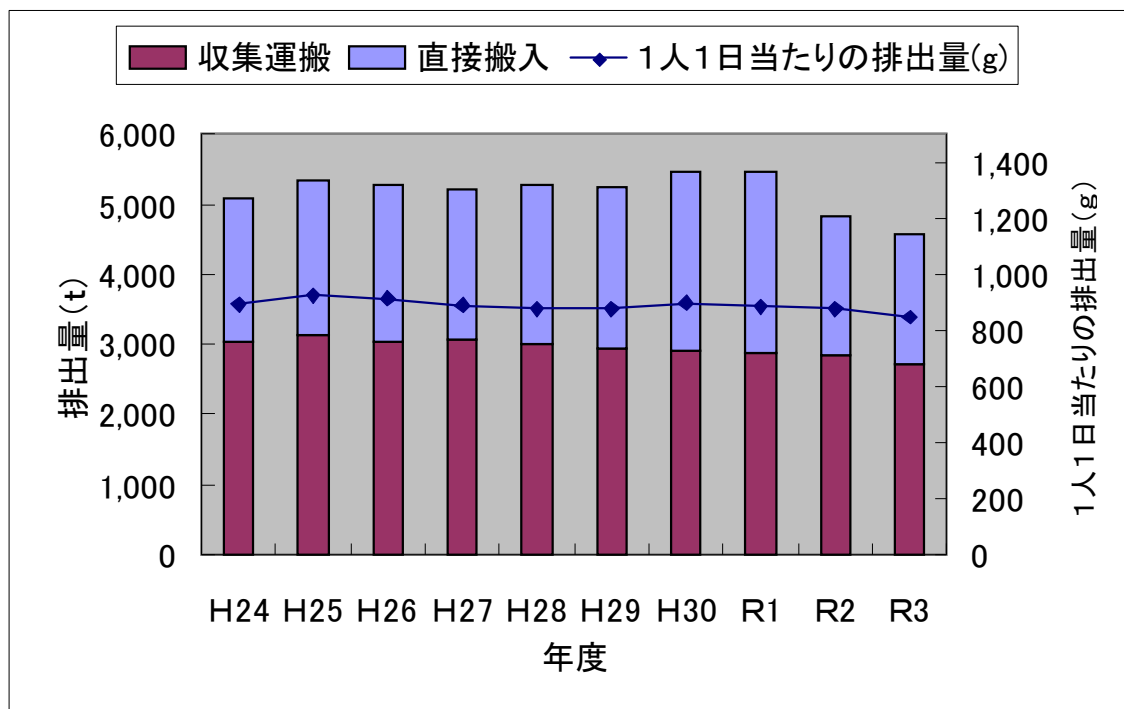


図3-1-3 1人1日当たりの排出量

表3-1-3 1人1日当たりの排出量

(単位：1人1日当たり g ， 総排出量 トン)

年度 種別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1人1日当たりの排出量 (g)	892	926	915	890	876	876	898	885	877	847
総排出量 (t)	5,094	5,346	5,287	5,216	5,268	5,256	5,455	5,458	4,843	4,573
うち収集	3,045	3,132	3,048	3,070	2,996	2,932	2,902	2,880	2,853	2,703
うち直接	2,049	2,214	2,239	2,146	2,272	2,324	2,553	2,578	1,990	1,870

②種類別のごみ排出量（1人1日当たり）

全種類のごみについてほぼ一定で推移していますが、もやせないごみ・粗大ごみは若干の増加傾向、資源・生ゴミは若干の減少傾向です。

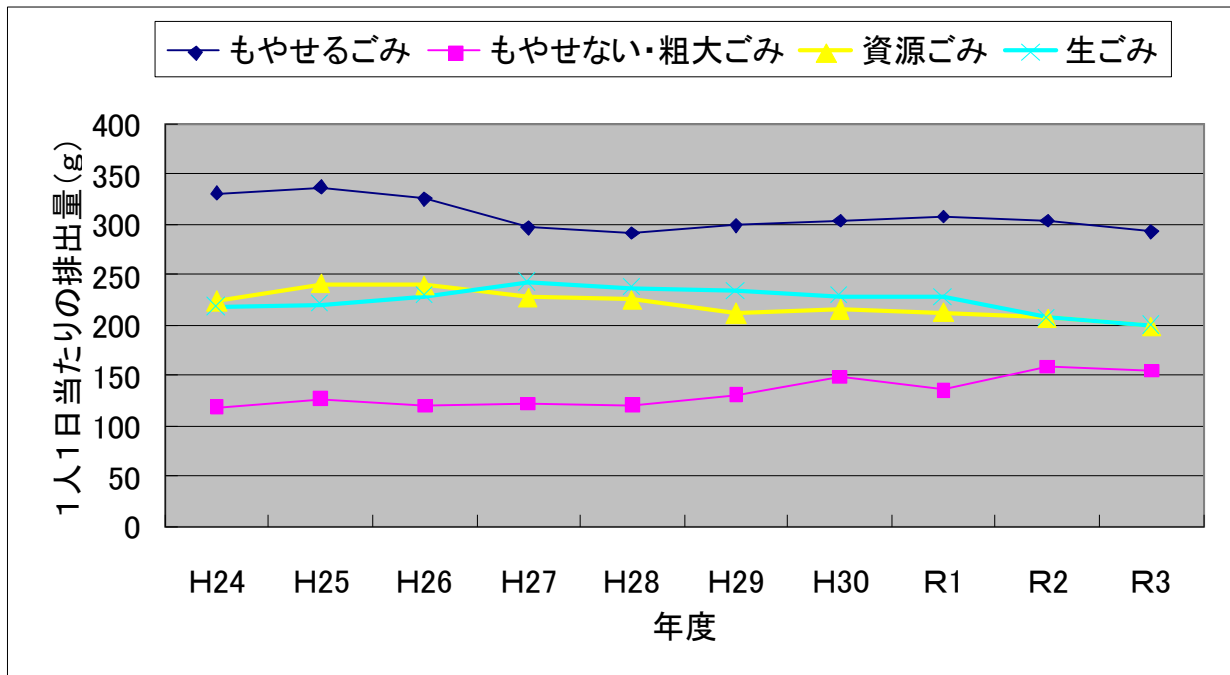


図3-1-4 種類別 1人1日当たりの排出量

表3-1-4 種類別 1人1日当たりの排出量 (単位: g/人・日)

年度 種別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
もやせる	331	337	326	297	292	299	304	308	304	293
もやせない	119	127	120	122	121	131	149	136	159	155
資源	224	241	240	228	226	212	216	213	207	199
生ごみ	218	221	229	243	237	234	229	228	207	200
合計	892	926	915	890	876	876	898	885	877	847

(3) ごみの組成分析

① もやせるごみ

もやせるごみの組成割合は、紙類が38%、次いで衛生ごみ(紙オムツ等)が18%、ビニール・合成樹脂類が15%、布類が11%、生ごみ9%となっています。

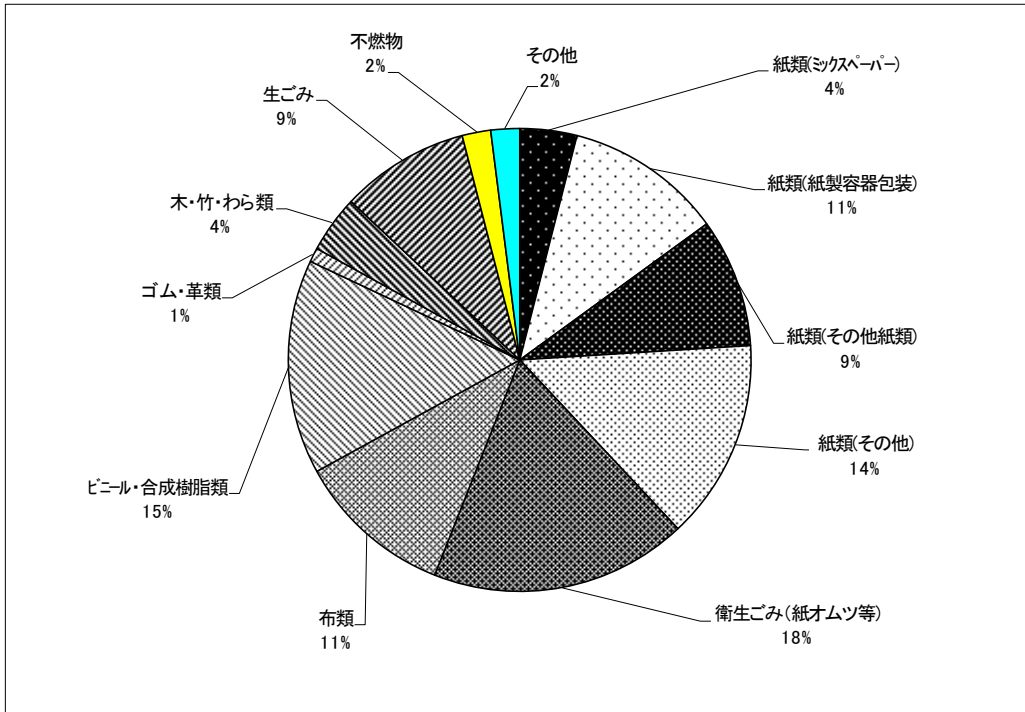


図3-1-5 もやせるごみの組成分析 (重量比) 令和3年度

② もやせないごみ

もやせないごみの組成割合は、金属類が34%、次いでプラスチック類が30%、ガラス類13%となっています。

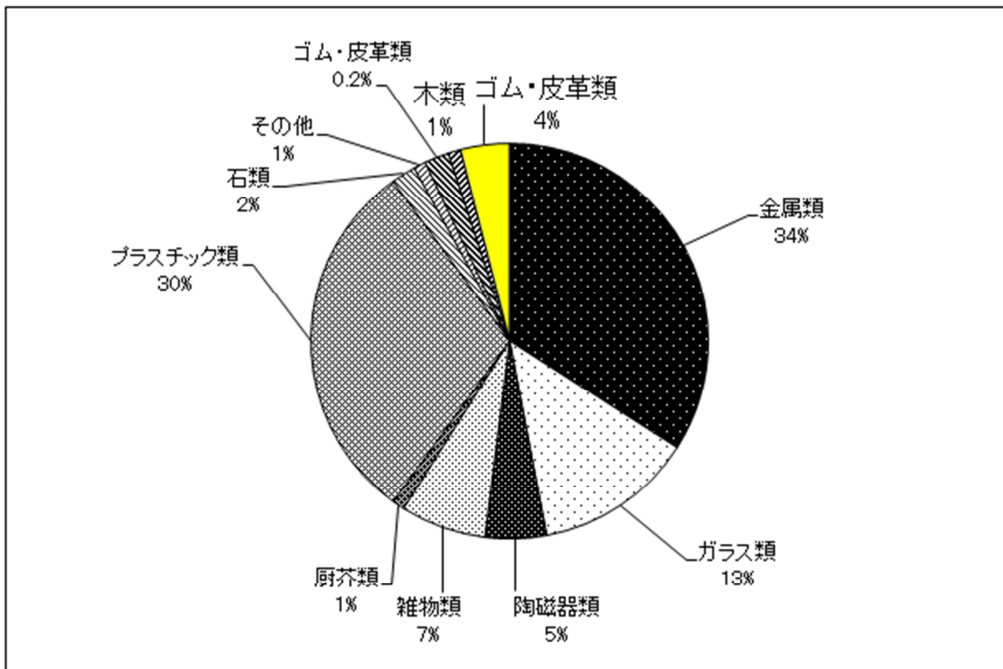


図3-1-6 もやせないごみの組成分析 (重量比) 令和3年度

③資源ごみ

資源ごみの組成割合は、段ボールが18%、次いでプラ製包装容器が17%、新聞・雑誌(背・無)16%となっています。

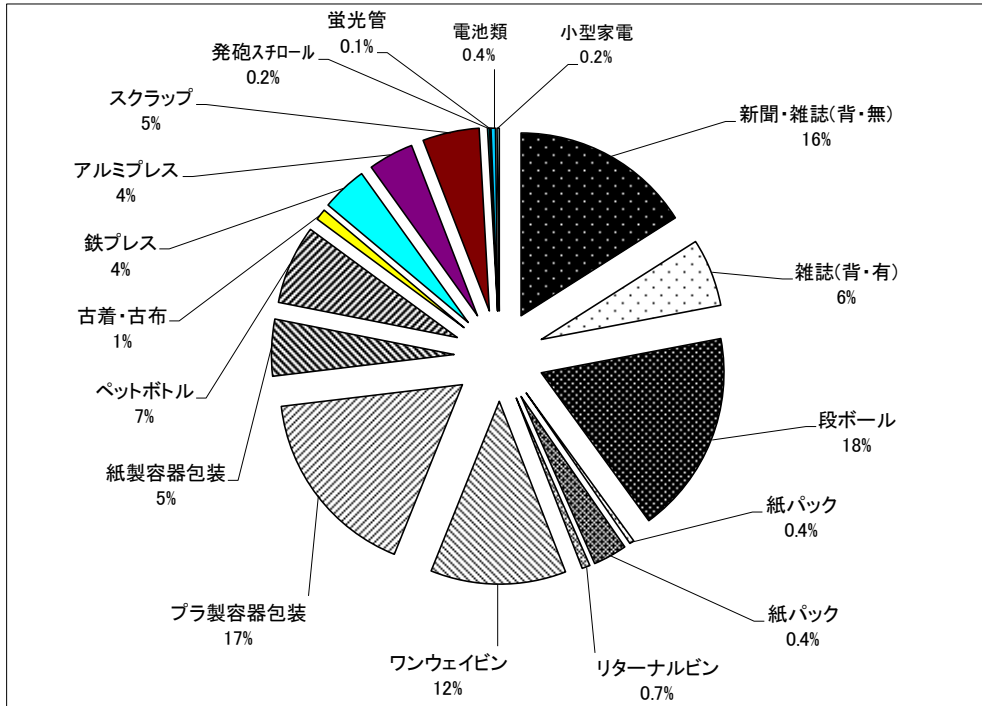


図3-1-7 資源ごみの組成分析 (重量比) 令和3年度

資源ごみの排出量は全種類についてほぼ一定で推移していますが、新聞・雑誌・ミックスが平成24年度から令和元年度にかけて約14.8%減少しています。

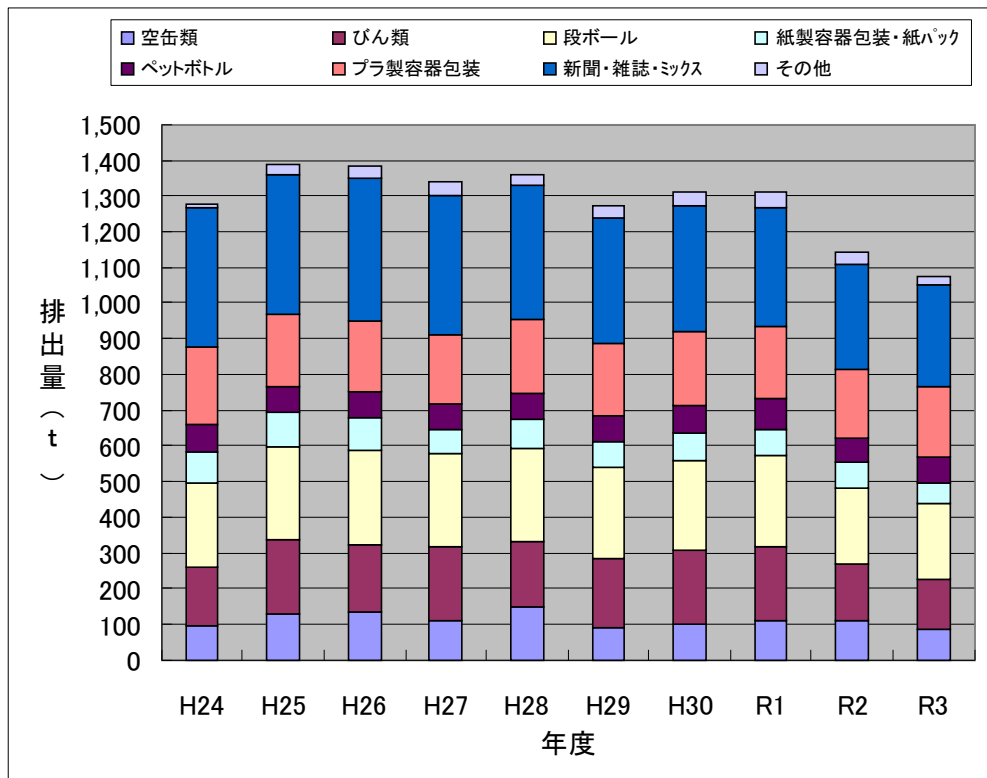


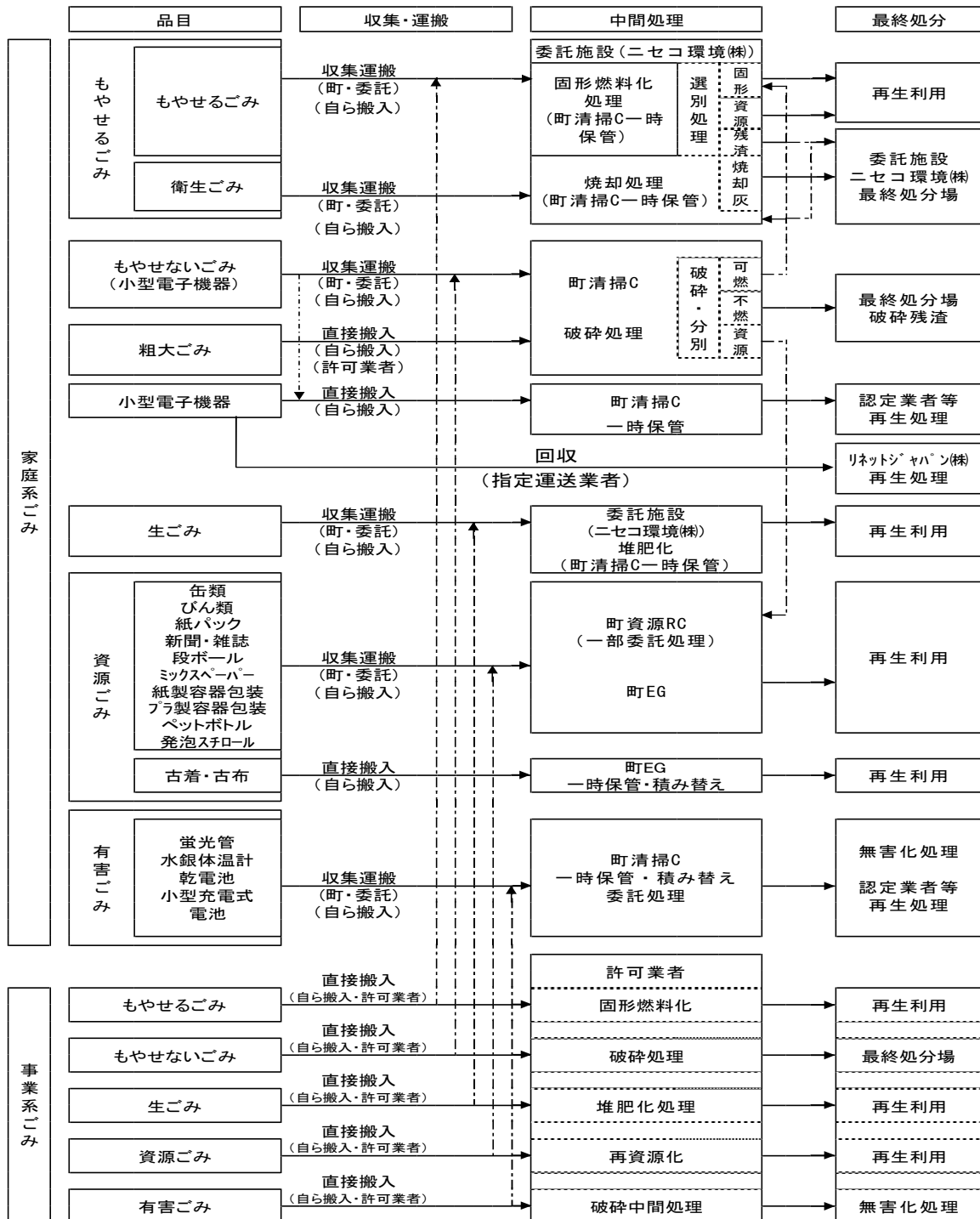
図3-1-8 資源ごみの種類別排出量の推移

2 ごみ処理体系

(1) ごみ処理の体制の現状

家庭系のごみは、【1】もやせるごみ（①もやせるごみ、②衛生ごみ）、【2】もやせないごみ、【3】粗大（大型）ごみ、【4】小型電子機器、【5】生ごみ、【6】資源ごみ（①缶、②ガラス製容器、③リターナルびん、④紙パック、⑤新聞・雑誌類、⑥段ボール、⑦ミックスペーパー、⑧紙製容器包装、⑨プラ製容器包装、⑩ペットボトル、⑪発泡スチロール、⑫古着・古布）【7】有害ごみ（①蛍光管・電球・体温計、②乾電池・ボタン電池）の7種20分類を基本に処理しています。

事業活動に伴って生じる事業系ごみは、自己責任による処理を基本とし、家庭系ごみ処理に支障が無い場合は、処理を行っています。



注：町清掃C（センター）、町資源RC（リサイクルセンター）、町EG（エコガレージ）  
注：委託（許可）施設で行う焼却処理は衛生ごみのほか、一部一般廃棄物についても搬入量等に応じて行う。

(2) 収集区分の現状

①収集・分別区分及び収集体制

本町における家庭系ごみの種類・分別区分及びその体制を表3-2-1に示しています。

表3-2-1 家庭系ごみの種類・分別区分及びその体制

種類	分別区分	細区分	排出方法	収集方法	収集回数
もやせるごみ	もやせる	もやせるごみ	指定専用袋（緑色）、または清掃センターへ自ら搬入 衛生ごみは通常のもやせるごみと分別し、通常のもやせるごみとは別の指定専用袋（緑色）に入れて排出。	ごみステーション方式	週1回
	衛生	紙おむつ・生理用品・非感染性在宅医療器具	ただし、衛生ごみが少量の場合は衛生ごみのみをポリ袋等に封入し、さらにもやせるごみの入った指定専用袋（緑色）に入れて排出可。 （非感染性在宅医療器具は安全のためプラスチック製容器等へ封入する）。		
もやせないごみ	もやせない	もやせないごみ	指定専用袋（黄色）に入れてごみSTへ排出、または清掃Cへ自ら搬入。	戸別収集	月2回
		小型電子機器	小型電子機器は、リネットジャパン㈱に直接搬出が可能（指定運搬業者）		
	アスベスト	アスベスト含有家庭用品	指定専用袋（黄色）に入れて戸別収集。または清掃Cへ自ら搬入。		随時
粗大	粗大	粗大ごみ	清掃センターへ自ら搬入、または許可業者へ依頼	直接搬入	—
生ごみ	生	生ごみ	指定専用袋（透明）、または清掃センターへ自ら搬入	ごみステーション方式	週2回
資源ごみ	缶・びん類	アルミ缶・スチール缶	キャップを外し、容器を水洗いして種類ごとに市販の透明・半透明袋に入れ、ごみSTへ排出。またはEG、清掃C・資源RCへ自ら搬入。	ごみステーション方式及びエコガレージ拠点方式	週1回 資源1
		ガラス製容器			
		リターナブルびん			
	ペット	ペットボトル			
	紙パック	紙パック （内側がアルミ加工されていないもの）	紙パック・段ボールは解体して）ひもで縛る、またはエコガレージ、清掃センターへ自ら搬入		
	段ボール	段ボール			
	発泡スチロール	発泡スチロール			
	新聞類	新聞・チラシ			
	雑誌類	本・雑誌			
	ミックスペーパー	ミックスペーパー	汎用の紙袋、またはエコガレージ、清掃センターへ自ら搬入		
紙製	紙製容器包装	汚れを落とし、市販の透明・半透明袋に入れてごみSTへ排出。またはEG、清掃C・資源RCへ自ら搬入。			
プラ製	プラ製容器包装				
古着類	古着・古布	ほとんどの古着・古布（ふとんわた等以外）をEGへ自ら搬入。	エコガレージ	開設日	
有害ごみ	蛍光管類	蛍光管・電球・水銀体温計 （月の最初の資源ごみ1）	市販の透明・半透明袋、またはエコガレージ、清掃センターへ自ら搬入	ごみステーション方式及びエコガレージ拠点方式	月1回 資源1
	電池	乾電池・ボタン電池 小型充電式電池	電池回収箱、またはエコガレージ、清掃センターへ自ら搬入		随時

※ アスベスト含有家庭用品・古着・古布以外の全てにおいて、収集運搬許可業者への収集運搬の依頼が可能

②町では収集及び処分しないごみ

本町による直接または委託収集及び処分しないごみを表3-2-2に示しています。

表3-2-2 町では収集・処分しないごみ

分類	ごみの種類	処分方法等の摘要
家電リサイクル法（対象機器）	テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	販売店など取扱店
自動車リサイクル法	自動車	販売店など取扱店
特別管理一般廃棄物	注射針等感染性のおそれのあるもの、家電等を含むPCB使用部品、特定の施設からの煤塵	病院等 専門機関など
危険性、引火性、有害性があるもの	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器、ガソリン、灯油、ベンジン、塗料入り缶、劇薬等	販売店など取扱店
一般廃棄物の広域的処理に係る特例の対象となる廃棄物のうち、右欄に掲げるもの	二輪車（バイク）、FRP船、PCプリンター用インクカートリッジ、火薬類	販売店など取扱店 専門機関
適正処理困難物	スプリング入りマット・ソファ、タイヤ、畳、ピアノ、リードオルガン	販売店など取扱店 許可業者
処理施設の機能を損なうおそれのあるもの	大量の土砂・コンクリートブロック・大木など	許可業者
動物の死体のうち、右欄に掲げるもの	化製場に関する法律の獣畜、所有者が特定できる犬と猫	道知事の許可を受けた業者等
粗大ごみ（大型ごみ）	ソファ、スキー、机など指定専用袋に入らない大きさのもの	自ら搬入または許可業者へ依頼して搬入
事業系ごみ	事業活動に伴って生じる一般廃棄物	自ら処理または許可業者への依頼による収集・運搬・処分
使用済小型電子機器のうち、右欄に掲げるもの	パソコン、携帯電話	自ら搬入もしくは、メーカー、または回収するメーカーがない場合は3R推進協会
引越ごみ	指定日に排出することが困難なもの、または分別及び排出量等により通常の収集に支障をきたすおそれのあるもの	自らまたは許可業者へ依頼して収集・運搬または処分

## (3) その他ごみの収集運搬に関すること

## ① ごみステーション、ごみの集積場所に関すること

倶知安町では、ごみステーション及び決められたごみ集積場所（以下「ごみステーション」という。）に出されたごみを収集し、運搬します。ごみステーションは683箇所あり、このうち447箇所のごみ集積箱を町で無償貸与し各町内会に設置しています。それ以外は、共同住宅にオーナー又は管理会社が設置した分となります。

ごみステーションは、町内会単位で位置を協議決定し、町内会が管理・清掃を行います。

商店街は、商店ごとに、ごみの集積場所を設け、個人ごとに管理・清掃を行っています。

共同住宅（8戸以上義務付け）については、オーナー又は管理会社が設置・管理・清掃を行っています。

## ② 倶知安町の委託収集運搬に関すること

倶知安町は、収集運搬業者によって委託収集を行っています。

廃棄物処理法第6条の2及び倶知安町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬するものとし、実施に当たっては、法施行令第3条に定める「一般廃棄物処理基準」ほか関係法令等の定めるところにより行います。また、「委託業務仕様書」を定め、適正な処理に努めています。

## ③ ごみ処理の有料に関すること

倶知安町は、「もやせるごみ」「衛生ごみ」「もやせないごみ」「生ごみ」について、有料の専用指定袋に入れて排出することとしています。適正に分別され、集積箱または指定の場所へ排出されたごみを収集・運搬し、処分しています。平成元年6月から「もやせるごみ」「もやせないごみ」の有料化。平成17年3月から生ごみ、令和4年10月からもやせるごみ袋で収集していた衛生ごみを分別収集とし、有料化しています。

上記4種のごみは、排出者が自ら搬入または収集運搬許可業者に依頼して搬入することが可能で、重量に応じた処分料金を支払うこととしています。収集運搬許可業者に依頼した収集運搬の料金は町では定めていませんので、別途に許可業者への支払いとなります。

「資源ごみ」「有害ごみ」は、市販の透明または半透明の袋に入れて排出することとし、適正に分別され、ごみステーションへ排出されたごみを収集・運搬し、処分しています。ただし、小型二次電池（充電式電池）は取扱店へ自らの搬入もしくは電池回収箱へ排出、乾電池とボタン電池は電池回収箱へ排出となります。また、排出者が自ら搬入または収集運搬許可業者に依頼して搬入することが可能で、資源ごみの処分料金は無料で受入しています。収集運搬許可業者に依頼した収集運搬の料金は町では定めていませんので、別途に業者への支払いとなります。

## ④ エコガレージに関すること

倶知安町の資源ごみは、回収率の向上や利便性を目的に、市街地に1箇所の拠点「エコガレージ」を設けて回収しています。自らの搬入となりますが、土曜日、日曜日も開設しているため、多くの利用者があり、資源化率の向上に役立っています。

### 3 資源化・リサイクルの状況

倶知安町の資源化は、もやせるごみの固形燃料化、資源ごみの再生利用、生ごみの堆肥化、もやせないごみを破碎後に分別し含まれる鉄くず等をプレスまたはスクラップにして再生利用しているため、資源リサイクル量は、もやせるごみ、資源ごみ、生ごみ、鉄プレス等を合計した量となります。

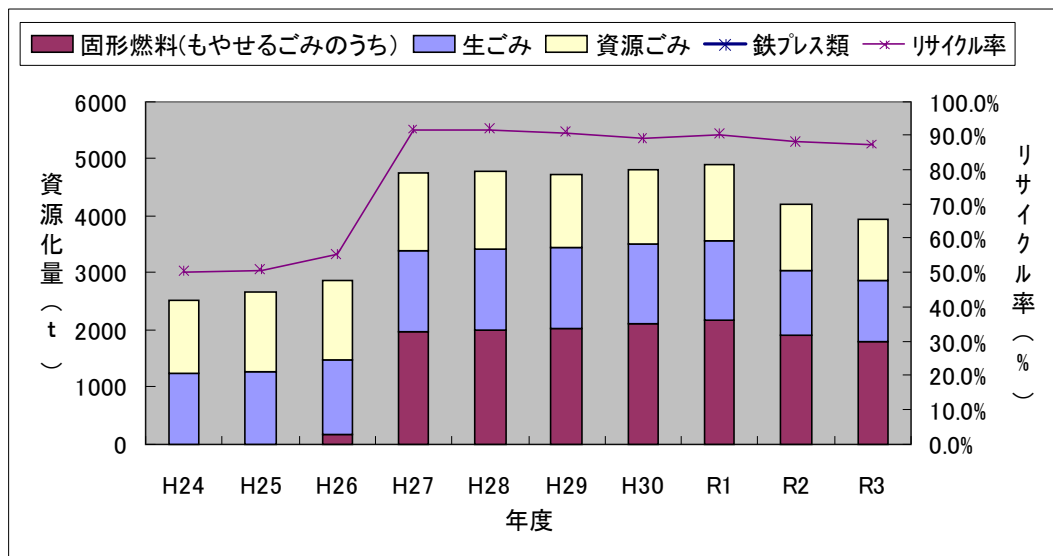
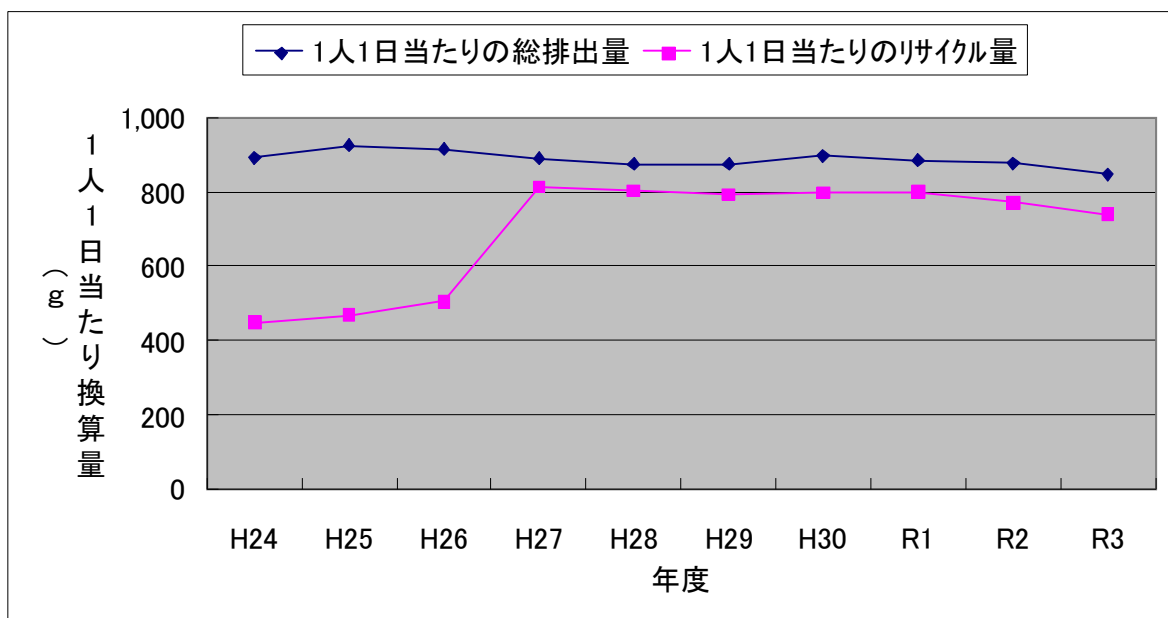


表3-3-1 資源化量とリサイクル率の推移 (単位：トン、%)

年度 種別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
資源化量	2,562	2,709	2,916	4,774	4,835	4,765	4,856	4,931	4,260	3,993
リサイクル率	50.3	50.7	55.2	91.5	91.8	90.7	89.0	90.3	88.0	87.3



1人1日あたり (単位：g)

年度 種別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総排出量	892	926	915	890	876	876	898	885	877	847
リサイクル量	449	469	505	814	804	794	799	800	772	740

4 最終処分状況

倶知安町の最終処分は、焼却残渣(H26年度まで)、もやせないごみのうち破碎不燃物、石やゴムなどの破碎できない処理困難物を直接埋め立て処分しており、その合計量が最終処分量となります。

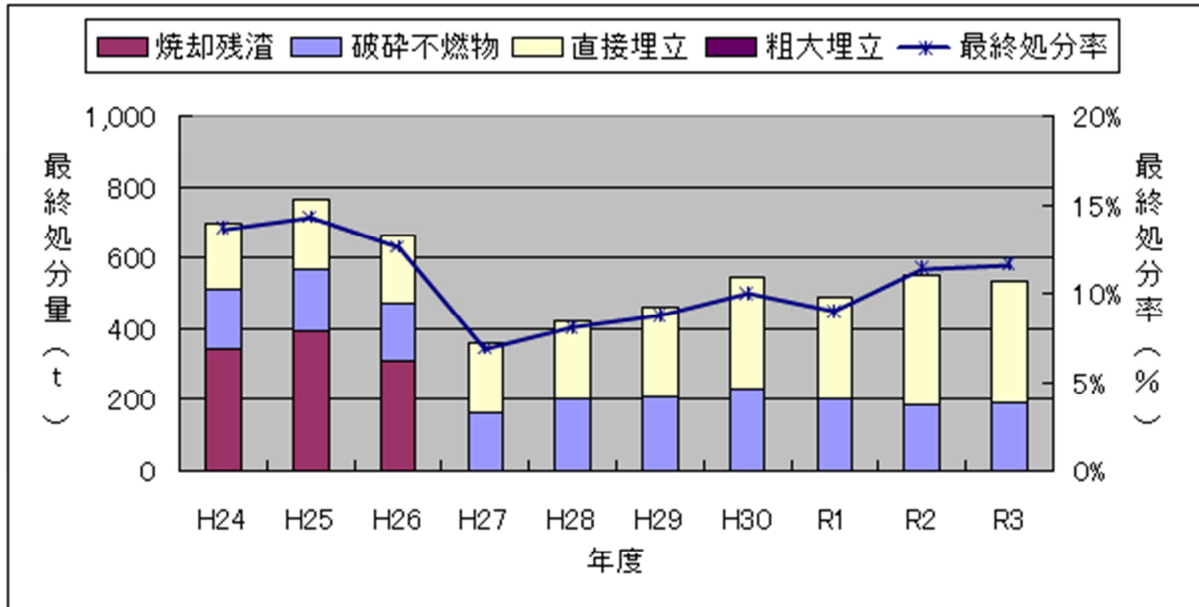


図3-4-1 最終処分量と最終処分率の推移

(単位: トン, %)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
最終処分量	695	763	666	357	424	460	545	490	553	532
最終処分率	13.6	14.3	12.6	6.8	8.0	8.8	10.0	9.0	11.4	11.6

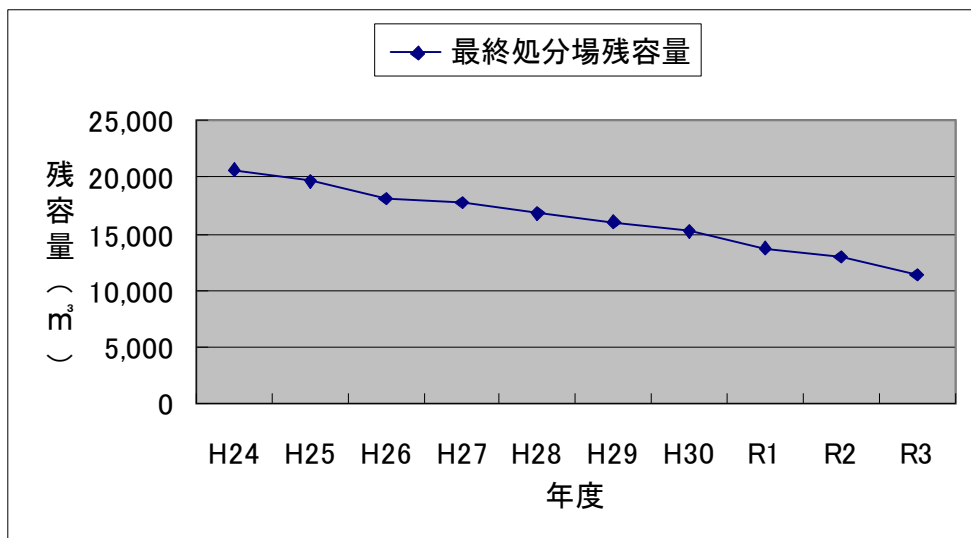


図3-4-2 最終処分場の残容量

(単位: m³)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
残容量	20,649	19,668	18,089	17,771	16,818	16,022	15,226	13,743	12,944	11,380
備考	推計値	実測値					推計値	実測値		

5 ごみ処理施設の概要

(1) 倶知安町清掃センター

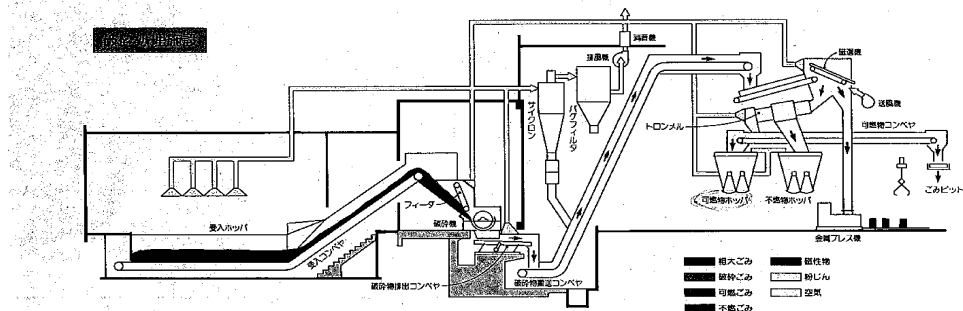
管理棟	延べ床面積	建築面積	構造	
	314.959 m <sup>2</sup>	180.470 m <sup>2</sup>	鉄骨ALC板	
工場棟	延べ床面積	建築面積	構造	階数
	1,577.207 m <sup>2</sup>	1,237.488 m <sup>2</sup>	鉄骨ALC板（一部鉄筋コンクリート）	地上3階 地下1階

①焼却施設の概要

項目		内容				
施設当初・改造後区分		当初		改造後(H14年12月)	H27以降	
事業主体		倶知安町		同左		
ごみ焼却施設の概要	施設名称	倶知安町清掃センター		同左	焼却処理	
	所在地	倶知安町字旭279番地1		同左		
	竣工	昭和63年12月		平成14年11月		
	処理能力	30 t / 日 (15 t / 8 h基)		44t/日(22t/16h基)		
	敷地面積	88,144m <sup>2</sup> (全体面積)		同左		
	設備内容	受入・供給設備	ピットアンドクレーン式			同左
		焼却設備	ストーカ式			同左
		ガス冷却設備	ガス冷却室(水噴射式)			同左
		排ガス処理設備	電気集塵機			バクフィルター
		余熱利用設備	温水発生器(暖房・給湯用)			同左
		通風設備	平衡通風式、押込送風機、空気予熱器、誘引送風機、煙突(高さ35m)			二次燃焼送風機を追加
	灰出し設備	灰出コンベア・灰バンカ		同左		
	計画ごみ質	高質ごみ	低位発熱量	2,000kcal/kg		2,750kcal/kg
		基準ごみ	低位発熱量	1,600kcal/kg		2,200kcal/kg
低質ごみ		低位発熱量	800kcal/kg	1,300kcal/kg		
公害防止条件	大気	ばいじん濃度	0.5 g / m <sup>3</sup> N	0.01 g / m <sup>3</sup> N		
		硫酸酸化物濃度	K値17.5以下	K値 17.5以下		
		窒素酸化物濃度	250ppm	250ppm		
		塩化水素物濃度	700mg/m <sup>3</sup> N	570mg / m <sup>3</sup> N		
		ダイオキシン類	80ng-TEQ/m <sup>3</sup> N (H10年12月～適用)	5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N (目標1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		
熱灼減量	10%以下		同左			

② 破碎施設の概要

項目	内容
事業主体	倶知安町
施設名称	倶知安町清掃センター
所在地	倶知安町字旭 279 番地 1
竣工	昭和 63 年 12 月
処理能力	15 t / 日 (5 時間)
敷地面積	88,144 m <sup>2</sup> (全体面積)
破碎方式	衝撃剪断併用破碎式
選別方式	磁選機 (金属物) トロンメル (可燃性残渣・不燃性残渣)
搬出・貯留装置	可燃物ホッパ・不燃物ホッパ・金属プレス機 可燃物搬送コンベア (焼却処理施設ピットへ)



(2) 倶知安町資源リサイクルセンター

建 物	延べ床面積	構 造
	285 m <sup>2</sup>	鉄骨造平屋建
機械等設備 (缶・びん類処理)	受入ホッパ・引出フィーダー・クライマコンベア 手選別コンベア・磁選機	

項目	内容
事業主体	倶知安町
施設名称	倶知安町資源リサイクルセンター
所在地	倶知安町字旭279番地 1
竣工	平成 5 年 11 月
処理能力	機器合計 1.93 t / 日 (5 時間)
敷地面積	88,191 m <sup>2</sup> (全体面積)
選別方式	缶類 : 0.44 t / 日 (磁選機・手選別) びん類 : 0.71 t / 日 (手選別) 発泡スチロールトレイ : 0.05 t / 日 (熔融機) 新聞・雑誌 : 0.73 t / 日

(3) 回収資源物保管用ストックヤード

項 目	内 容
事業主体	倶知安町
施設名称	回収資源物保管用ストックヤード
所在地	倶知安町字旭279番地1
竣工	平成13年1月
建物	鉄骨造平屋建 160㎡
主な資源保管物	紙類（新聞、チラシ、雑誌、書籍、段ボール、紙パック）

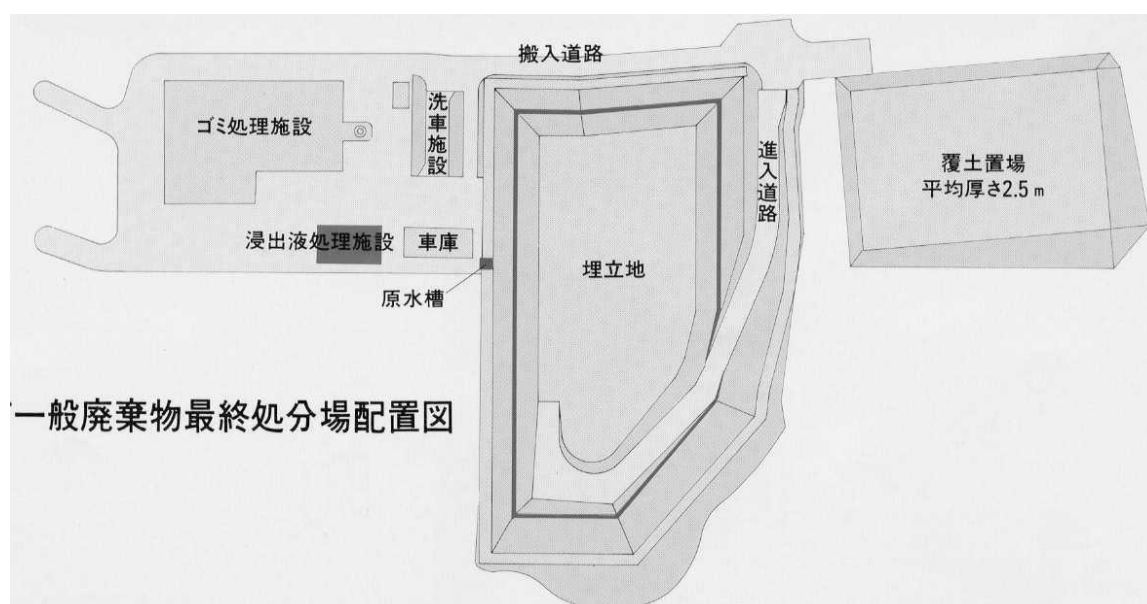
(4) エコガレージ

項 目	内 容
事業主体	倶知安町
施設名称	エコガレージ
所在地	倶知安町南2条東1丁目16番地1
使用開始	平成13年7月
資源受入物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類（新聞・チラシ、雑誌・本、段ボール、紙パック、ミックスペーパー）</li> <li>・空き缶（スチール、アルミ）</li> <li>・空きびん（ワンウェイびん、リターナブルびん）</li> <li>・発泡スチロール（漁箱、梱包材）</li> <li>・有害ごみ（蛍光管、水銀体温計、乾電池、小型充電式電池）</li> <li>・プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）（H15年7月～）</li> <li>・紙製容器包装</li> <li>・古着・古布（H18年4月～）</li> </ul>
受 入 日	水・金・土・日（9:00～17:00）



(5) 倶知安町一般廃棄物最終処分場

項目		内容	
対象ごみ		焼却灰・もやせないごみ	
処分主体		倶知安町	
最終処分場の概要	施設名称	倶知安町一般廃棄物最終処分場	
	施設所管	倶知安町	
	所在地	倶知安町字旭384番地175外	
	竣工	平成3年11月	
	埋立面積	7,739㎡	
	埋立容量	53,600m <sup>3</sup> (10年)	
	遮水工	無	
	埋立構造	準好気性衛生埋立	
	埋立工法	サンドイッチセル工法	
	浸出液処理施設	処理方法	生物処理(回転円板法) + 生物化学処理(凝集沈殿法)
処理能力		35m <sup>3</sup> /日(最大45m <sup>3</sup> /日)	
建物面積構造		188.673㎡(地上1階・鉄筋コンクリート)	
設計水質		PH	5.8 ~ 8.6
		BOD	30 mg/ℓ以下
		SS	70 mg/ℓ以下
		大腸菌群数	3,000個/cc
供用	平成4年7月供用開始		
附属施設	浸出液処理施設	188.673㎡	
	回収資源物保管用ストックヤード	160㎡	
	車庫(乗用・トラック・ショベル・ブルドーザ用)	160㎡	
	鉄分堆積場	32.4㎡	

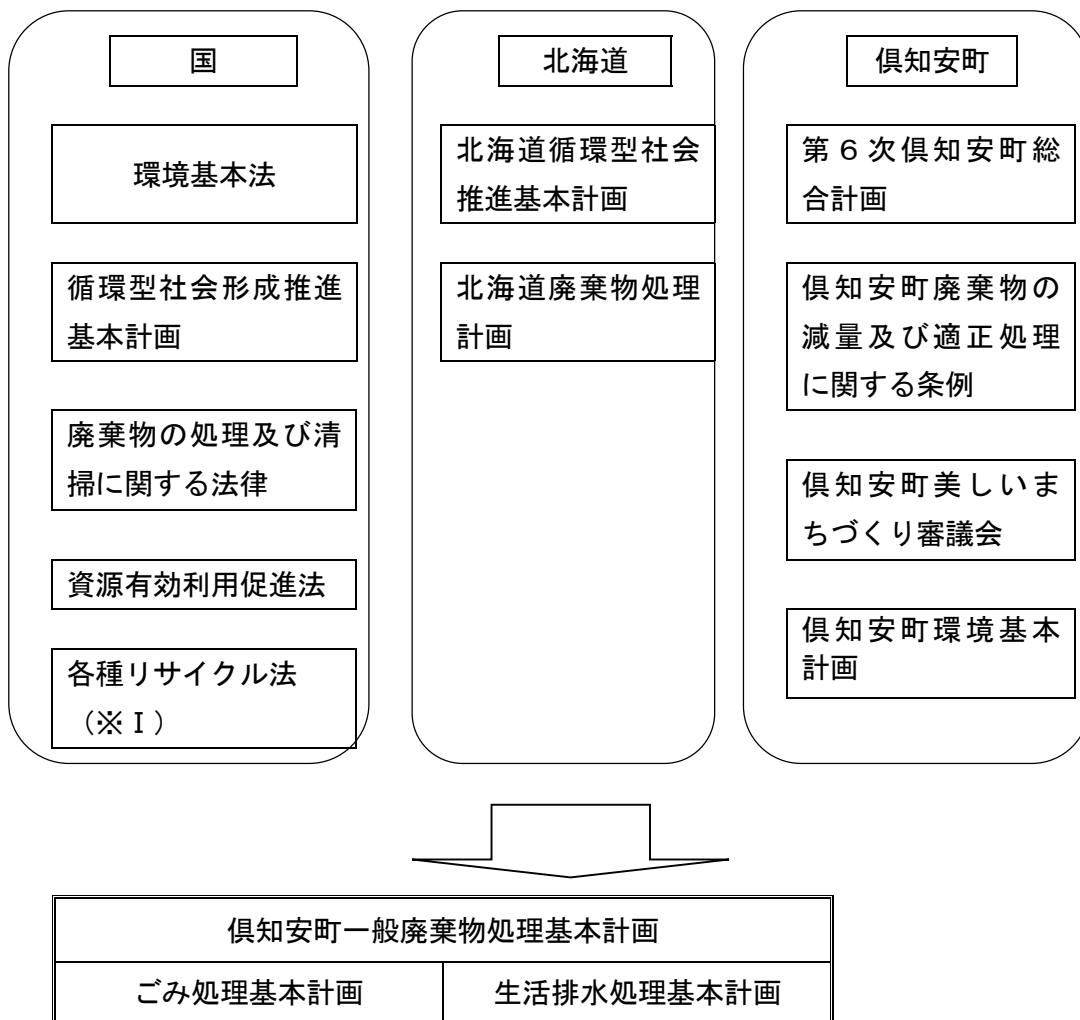


第4章 関連計画等の整理

1 計画の性格と位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、本計画を本町における廃棄物行政の最上位計画として位置づけ、ごみの発生抑制・再使用・再生利用・適正処分を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、具体化する施策等を取りまとめます。

また、策定に際しては、国の指針に基づくとともに、「倶知安町総合計画」等と整合を図りつつ、関連方針・関連計画・事業計画との調整に努めるものとします。



- (※ I) 容器包装リサイクル法  
 家電リサイクル法  
 食品リサイクル法  
 建設リサイクル法  
 自動車リサイクル法  
 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律  
 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

図4-1-1 本計画の位置づけ

## 第5章 将来ごみ量の予測

### 1 人口予測

本町の将来人口を統計的手法によって示します。倶知安町人口ビジョンにて将来推計が示されていることからビジョンの推計値を採用します。

実績値		(単位：人)									
年度 種別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口	15,638	15,816	15,825	16,060	16,469	16,432	16,642	16,892	15,123	14,785	15,629

各年12月末人口 住民基本台帳人口世帯数より

		→ 推計値 (単位：人)									
年度 種別	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
人口	16,505	17,114	17,388	17,326	17,264	17,202	17,074	17,074	17,069	17,064	

表5-1-1 将来人口

各年12月末人口 倶知安町人口ビジョンより

### 2 ごみ発生量の考え方

ごみ量の予測方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」（通称「構造指針」）に則して行います。排出原単位（一人一日あたりのごみ排出量）を回帰式予測にかけ、相関係数その他の条件で採用式の選定及び趨勢を考慮して排出原単位として決定し、将来人口予測値を乗じてごみ発生量を算出します。

排出原単位は、全てのごみについて大きな差がないことから、過去3年間（R4～R6）の実績値の平均値を採用します。（R2, 3年度はコロナ禍のため省く）

表5-2-1 排出原単位 (単位：g/人・日)

項目	排出原単位				
	もやせるごみ	もやせないごみ	生ごみ	資源ごみ	合計
倶知安町 (本計画)	278	144	191	183	796

3 ごみ発生量の予測

ごみ排出量の動向を過去のデータをもとに、これまでどおりの生活や事業活動を続けた場合の一般廃棄物の排出量を統計的手法により推計した結果は以下のとおりです。

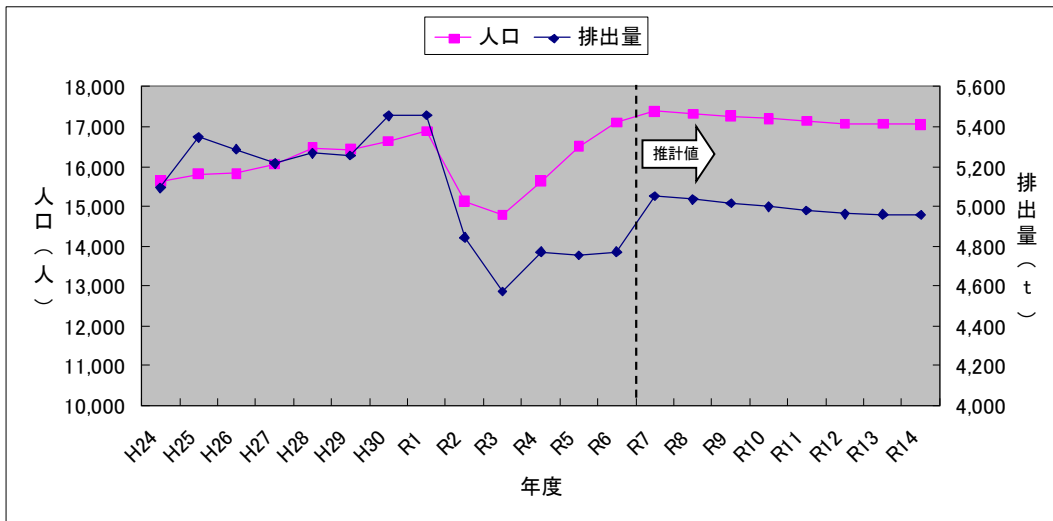


図5-3-1 人口予測とごみの排出量予測

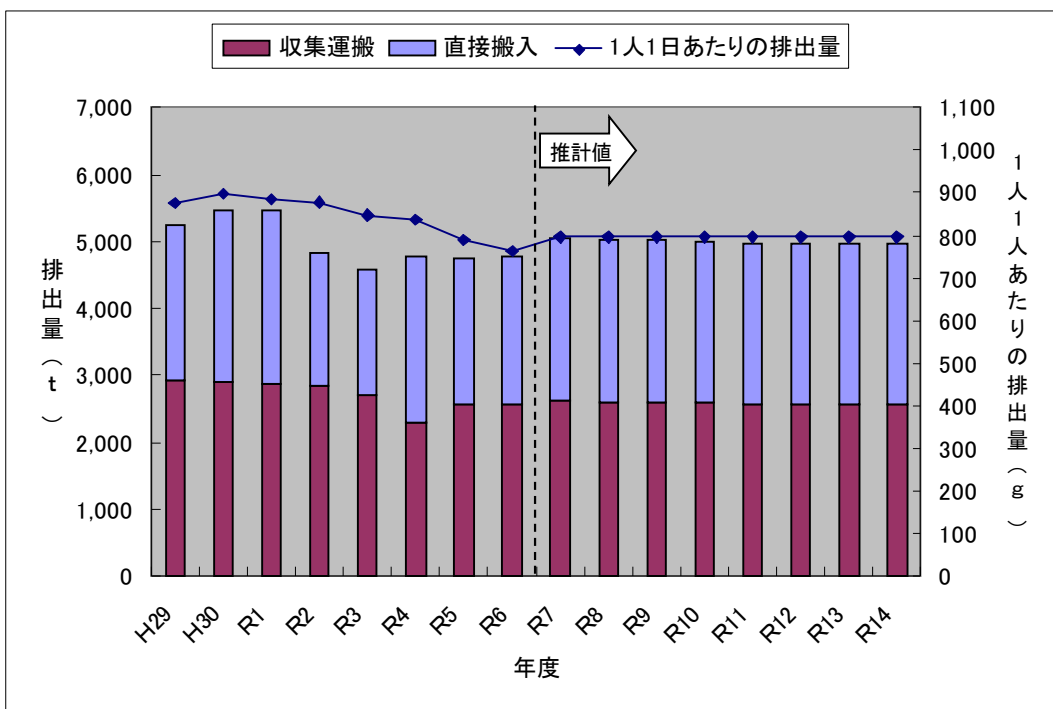


図5-3-2 搬入別排出量予測と1人1日あたりの排出量予測

(単位：1人1日あたり g、総排出量 トン)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
人口予測(人)	15,629	16,505	17,114	17,388	17,326	17,264	17,202	17,140	17,074	17,069	17,064
総排出量(t)	4,772	4,755	4,771	5,052	5,034	5,016	4,998	4,980	4,961	4,959	4,958
うち収集	2,278	2,560	2,565	2,616	2,606	2,597	2,588	2,578	2,569	2,568	2,567
うち直接	2,494	2,195	2,206	2,436	2,428	2,419	2,410	2,402	2,392	2,391	2,391
1人1日あたりの排出量(g)	837	789	764	796	796	796	796	796	796	796	796

表5-3-1 総排出量と1人1日あたりの排出量予測

4 種類別ごみ発生量の予測

種類別のごみ発生予測では、もやせるごみが最も多く、次いで生ごみ、資源、もやせないごみと推計されます。

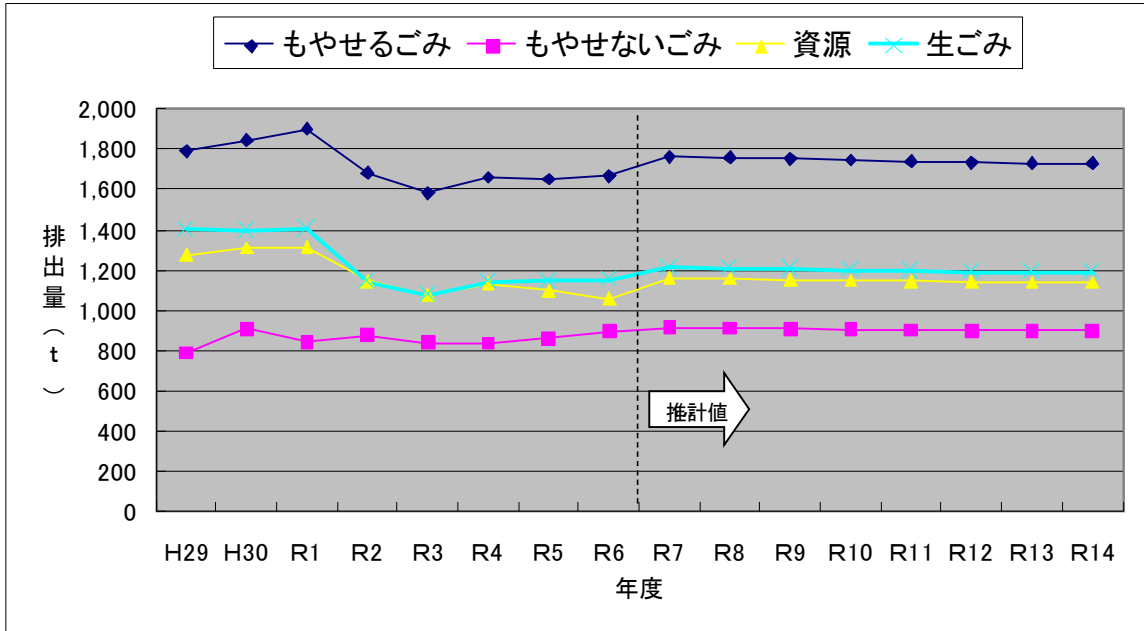


図5-4-1 種類別の発生量予測

表5-4-1 種類別の排出量予測

実績 ← → 予測

種別	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	総排出量 (t)	計	5,455	5,458	4,843	4,573	4,772	4,755	4,771	5,052	5,034	5,016	4,998	4,980	4,961	4,959
総排出量 (t)	もやせる	1,844	1,901	1,683	1,583	1,662	1,651	1,667	1,764	1,758	1,753	1,745	1,739	1,732	1,731	1,731
	もやせない	907	840	875	838	835	861	895	914	911	907	904	901	897	897	897
	資源	1,310	1,313	1,141	1,075	1,133	1,099	1,058	1,162	1,157	1,153	1,149	1,145	1,141	1,140	1,140
	生	1,394	1,404	1,141	1,077	1,142	1,144	1,151	1,212	1,208	1,204	1,199	1,195	1,190	1,190	1,190
1人1日当たり排出量 (g)	計	898	885	877	847	837	789	764	796	796	796	796	796	796	796	796
	もやせる	304	308	304	293	292	274	268	278	278	278	278	278	278	278	278
	もやせない	149	136	159	155	146	143	143	144	144	144	144	144	144	144	144
	資源	216	213	207	199	199	182	169	183	183	183	183	183	183	183	183
	生	229	228	207	200	200	190	184	191	191	191	191	191	191	191	191

5 資源化・リサイクル率の予測

倶知安町の資源化は、平成27年度からのもやせるごみの固形燃料化によりリサイクル率の向上が図られています。令和4年度にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことにより、現在、もやせないごみとして処理されてきたプラスチック使用製品をプラ製容器包装と同様に資源化する取り組みを今後検討することから、実現すれば、さらなるリサイクル率の向上を見込まれます。

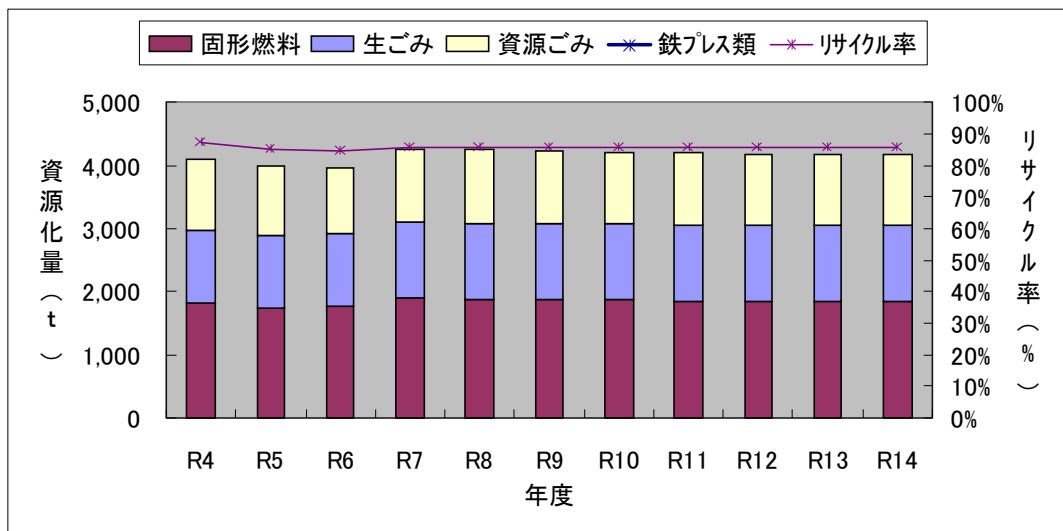


図5-5-1 資源化量とリサイクル率の推移予測

(単位：トン、%)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
資源化量	4,165	4,048	4,034	4,329	4,313	4,298	4,282	4,267	4,251	4,249	4,249
リサイクル率	87.3	85.1	84.6	85.7	85.7	85.7	85.7	85.7	85.7	85.7	85.7

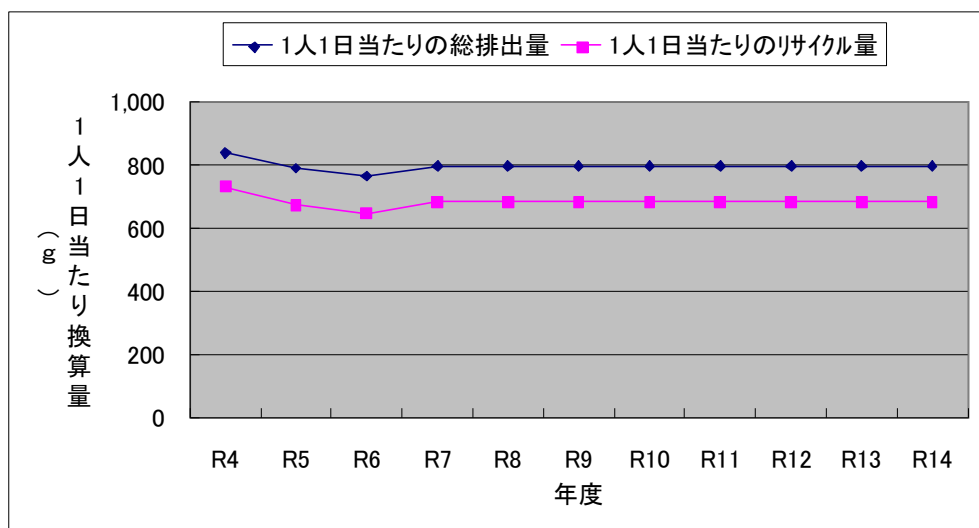


図5-5-2 1人1日当たりの総排出量とリサイクル量の推移予測

1人1日あたり

(単位：g)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
総排出量	837	789	764	796	796	796	796	796	796	796	796
リサイクル量	730	672	646	682	682	682	682	682	682	682	682

6 最終処分量の予測

俱知安町の最終処分量は、平成27年度から焼却残渣の大幅な減量により埋立量が減少し、最終処分場は令和13年度まで使用可能と予測されます、今後検討を行うプラスチック使用製品の資源化を実現し、更なる埋立量を減少させ、最終処分場の延命を図ります。また、今後も、測量調査を実施し的確な残容量の把握に努める必要があります。

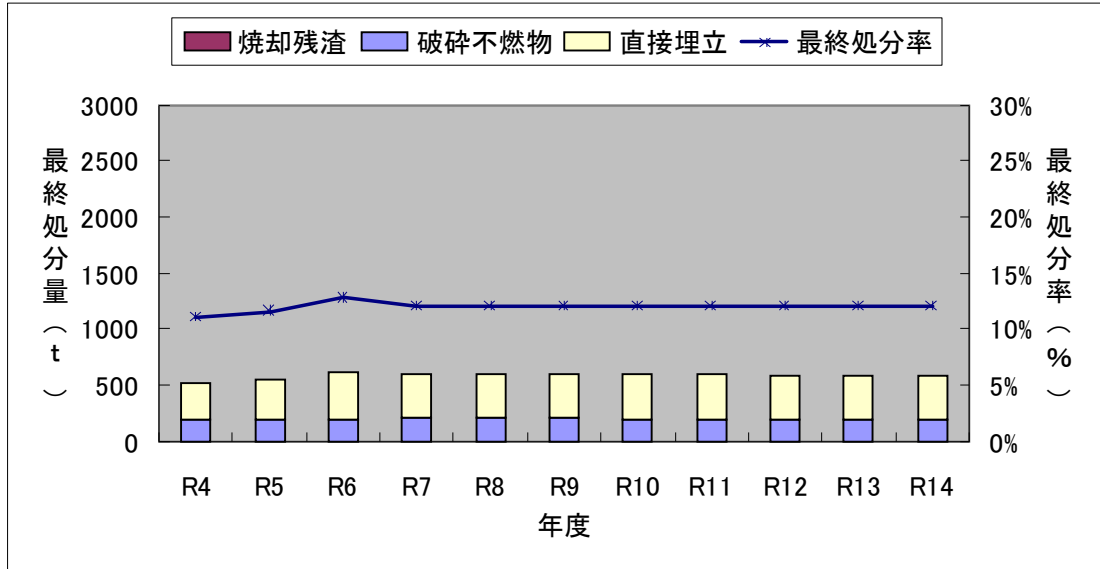


図5-6-1 最終処分量と最終処分率の推移

(単位：トン、%)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
最終処分量	527	551	610	602	600	599	597	595	591	591	591
最終処分率	11.0	11.6	12.8	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0

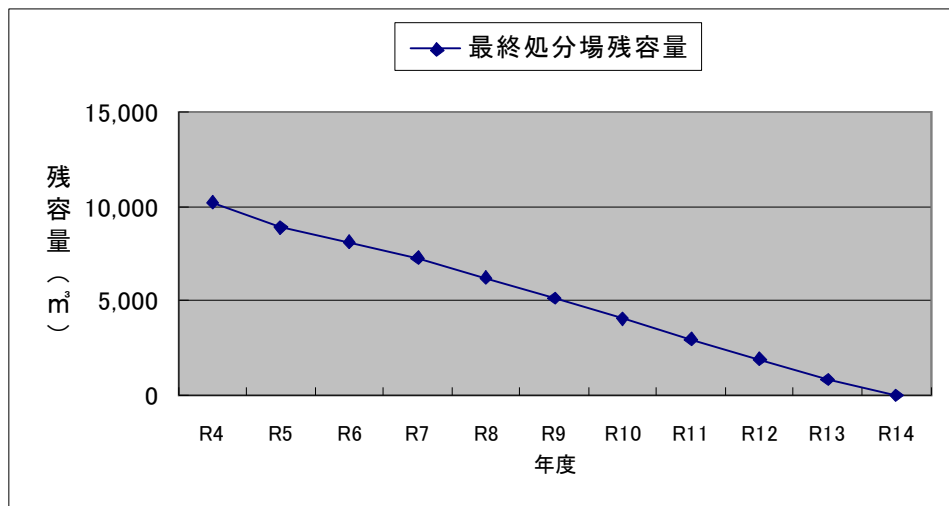


図3-6-2 最終処分場の残容量予測

(単位：m³)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
残容量	10,236	8,913	8,128	7,308	6,226	5,145	4,067	2,992	1,923	854	0

残容量の推定は、最終処分重量の嵩比重を0.68、覆土容量を200m³と仮定し算定しています。

## 第6章 ごみ処理の課題

### 1 収集・運搬の課題

#### (1) ごみステーション

本町の収集ごみは分別数が多いことから、分別の不徹底、ごみステーション内のごみの氾濫、また、冬期の豪雪により、車輛交通への影響など既存のごみステーションでは不具合が生じている箇所も少なくありません。

特に近年、共同住宅が増加していますが、8戸以上の共同住宅においては入居者専用ごみステーションの設置を義務化しています。しかし、分別が守られず収集されないごみが氾濫する状況が多数みられることから、共同住宅の入居者及び管理者等への周知・徹底が必要です。

今後は、ごみステーション毎に排出状況、交通に与える影響、各ごみステーションが受け持つ集積範囲などを調査し、降雪時のごみステーションの除雪協力、ごみステーション内の整理、収集作業の平易化、道路交通への影響の軽減などについて検討する必要があります。

#### (2) 運搬

収集・運搬は、町が民間委託で行っており、今後も連絡体制を密に取りあい、ごみステーション状況の把握や不適正排出に対応する必要があります。

#### (3) 不法投棄、不適正排出

ごみの投げ捨てや不法投棄、ごみステーションへの不適正排出は、清掃行政や地域住民間だけで解決することは困難であり、住民全ての問題として受け止めなければなりません。問題を解決するためには、基本的に不適正排出者に直接訴えるのが最も有効であります。後手に回りがちなこの問題に対して、広報・パンフレット・ホームページ・SNS・ごみ分別アプリ等を使用して住民一人ひとりのモラルの向上を図るなど、なるべく有効な対策を検討する必要があります。

特に冬期間は外国人労働者の居住するシェアハウス等が増加し、分別ルールの認識不足によるごみステーションへの不適正排出が増大する傾向となっていることから、分別ルール遵守について従業員に対する指導を徹底するよう雇用する企業へ働きかけを行う必要があります。

#### (4) 直接搬入

排出者が自ら、または一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼して、清掃センター等へ直接搬入することをいい、その量は総排出量の約4割となっています。利便性がある一方、多数の車輛が往来するため清掃工場内でのトラブルを想定し、車輛の動線や作業に係る安全性などを常に確認する必要があります。

#### (5) 国際観光リゾート地を抱える地域特性

本町は、年間をとおして国内外から多くの観光客が訪れる国際観光リゾート地です。特に、冬期間のニセコひらふ地区においては、多くの観光客が訪れ、それに伴う従業員が増加し、近年その滞在傾向の変化も関わって、ごみの分別・排出方法が繁雑になり、町内会によるごみステーションの清掃・管理にも支障が出ています。現在、ニセコひらふ地区内の戸別収集を実施し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っています。

## 2 減量化・資源化の課題

### (1) 排出抑制・再資源化

本町のごみ排出量は、現在の分別体制が確立されてからほぼ横ばいで推移しています。

今後も、ごみの減量及び資源物との分別徹底についての住民意識の向上に努めます。

また、地域を設定することで、ごみ収集日をカレンダー形式で確認できるほか、収集日をアラームでお知らせする機能・ごみの詳しい分別方法・出し方など、便利な機能がたくさんあるごみ分別アプリ(さんあ〜る)を配信していることから、多くの住民に利用いただけるよう、広報活動に努める必要があります。

### (2) 事業系ごみの減量化

事業系ごみについては産業廃棄物との線引きが曖昧なところもあるものの、建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化に関する法律)や食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)に基づき、適正に区分して受入・処理を行う必要があります。

また、事業者が独自で行っている事業系ごみの資源化物(スーパーの店頭回収や古物商による取引)の量は表面化していない潜在資源化量となっており、顕在化させれば一般廃棄物全体の資源化率向上につながることになります。

## 3 中間処理施設の課題

### (1) 倶知安町清掃センターの焼却施設

本町の焼却施設では、羊蹄山麓地域7ヶ町村のもやせるごみの焼却処理を行っていましたが、本焼却施設は、平成27年3月末をもって地元住民との協定によって焼却炉が稼働停止しました。現在は、もやせないごみ・粗大ごみの破碎処理を行う施設として稼働していますが、焼却施設の解体等再整備を検討する必要があります。

### (2) 新処理施設

平成27年度より羊蹄山麓7ヶ町村の新しいもやせるごみの処理方式は、循環型社会の形成に寄与でき地球温暖化抑制効果も高く、生ごみ分別がされている地域特性を活かし、固形燃料化方式で実施されています。施設の設置場所は運搬の効率からごみ量の割合が最も多い本町となりました。事業方式は施設経費や処理経費、処理の継続性などを総合的に検討・判断し、民間委託方式で実施されています。

### (3) 破碎処理施設

もやせないごみ・粗大ごみを破碎する施設は、焼却施設と付随されているため、焼却炉解体等の際に再整備するか、民間委託とするかを含め検討する必要があります。

### (4) 資源リサイクルセンター

資源ごみの受入・選別する施設は、管理棟のある焼却施設と近接しているため、関連施設の解体などの動向によって、一体施設としての再整備とするか否か処理経費や管理運用面を調査し、存続または民間委託を含めて今後の方向性を検討する必要があります。

## 4 最終処分場の課題

現在の倶知安町一般廃棄物最終処分場は、使用予定期間10年間の計画にて平成4年7月に供用開始しました。ごみの資源化等の取り組みにより令和13年度まで使用可能と見込まれますが、ごみの排出抑制や資源化の促進により、一層のごみ減量化を図り、最終処分場の延命化に努める必要があります。

また、適正な埋立可能残容量を把握するため毎年実測調査を行い、第2期最終処分場の整備についても、検討を開始する必要があります。

## 第7章 ごみ処理基本計画

### 1 基本理念

本町では、これまで廃棄物の減量化と再資源化など環境保全に向け、住民や事業者と連携した取り組みが進められてきたものの、地域環境において通常の事業活動や日常生活から生ずる環境負荷が、今日の課題として浮き彫りになっています。人間活動による自然環境への負荷を減らし豊かなまちづくりを進めるため、また、温暖化防止などの地球環境の保全にもつながることから、ごみにおける資源やエネルギーが持続的に循環できるさまざまな仕組みを地域に定着させる施策を推進していきます。

## 協働で創造する、自然生態系に即した循環と共生のまちづくり

(倶知安町環境基本計画基本理念より)

### 2 基本方針

行政と住民・事業者がそれぞれの役割と責任により、ごみの減量化や資源化、適正な廃棄物処理に取組み、循環型の地域社会づくりをすすめます。

#### 基本方針 1. ごみの発生抑制と再使用の促進

廃棄物の発生抑制は、ゼロ・ウエイト（資源の浪費、無駄をなくすという概念）と同様に3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中でも最優先されるものです。

生産段階からごみを出さないようにするとともに、不要となったものをごみとせず、再使用することによってごみを発生させないことが重要です。

#### 基本方針 2. 資源化の推進やリサイクル活動等の促進

可能な限り資源として再生利用し、環境に負荷を与えないリサイクルを促進し、不用品の再利用によるごみの減量化を目的とした住民活動の促進を図ります。

#### 基本方針 3. 環境教育の充実

環境について、住民や事業者が関心を持ってもらえるように働きかけ、ごみの減量、リサイクルの推進、ごみ分別や環境保全の必要性などについて積極的な情報発信に努めます。

#### 基本方針 4. 環境にやさしいごみ処理体制の整備

ごみ処理の安全性確保と住民の信頼確保に努め、収集・運搬・中間処理・処分にあたっては、環境への負荷をできる限り少なくし、住民や事業者、関係機関と連携しながら、適正処理に向けた体制を構築します。

### 3 計画の目標

#### (1) 国や道と本町の実績値比較

目標値を設定するにあたり、国や北海道と実績値を比較します。直近データの平成24年度から令和元年度では、1人1日あたりの排出量は、国や北海道よりも下回っています。

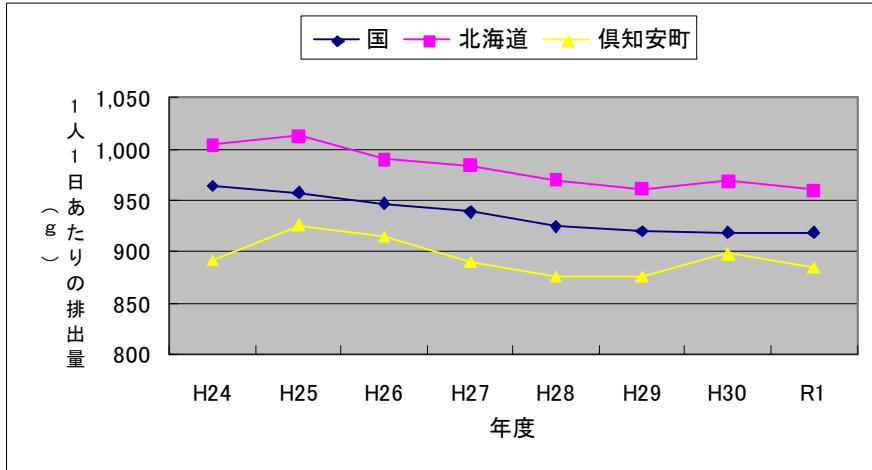


図7-3-1 1人1日あたりの排出量推移と比較

リサイクル率は国や北海道より上回っています。

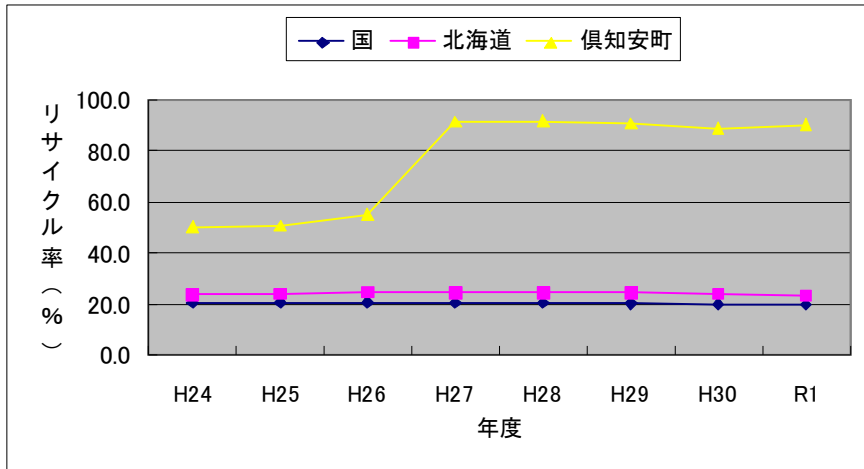


図7-3-2 リサイクル率の推移と比較表

表7-3-2 種類別の排出量予測

(単位：1人1日当たり g、リサイクル率 %)

種別		年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1人1日当たり排出量	国		964	958	947	939	925	920	919	919	901	—
	北海道		1,004	1,013	990	984	970	961	969	960	949	—
	本町		892	926	915	890	876	876	898	885	877	847
リサイクル率(%)	国		20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.3	19.9	19.6	20.0	—
	北海道		23.6	24.0	24.6	24.3	24.3	24.3	23.9	23.2	23.4	—
	本町		50.3	50.7	55.2	91.5	91.8	90.7	89.0	90.3	88.0	87.3

(2) 国や北海道の目標量と本町との比較

① 国の一般廃棄物の減量化の目標量

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月環境省告示第7号）について、平成24年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であることに鑑み、また、「廃棄物処理制度の見直しの方向性」（平成29年2月29日中央環境審議会）等を踏まえ、所要の変更による目標量を国の目標値と比較しました。

表7-3-1 国の目標値との比較

項目	国	倶知安町			比較 H24 対 R2
	目標	実績値		実績値 令和2年度	
	令和2年度	平成24年度	平成27年度		
一般廃棄物 総排出量	平成24年度比約 12%削減	5,094トン	5,216トン	4,843トン	4.9%削減
1人1日あ たり排出量	500g	892g	890g	877g	1.7%削減
再生利用率	約27%に増加	50.3%	91.5%	88.0%	37.7ポイント上昇
最終処分量	平成24年度比約 14%削減	695トン	357トン	553トン	20.4%削減
(参考) 最終処分率	H24年度約12.5% R2年度約10.4%	13.6%	6.8%	11.4%	2.2ポイント減

(参考の最終処分率は独自算定)

② 北海道の目標

北海道廃棄物処理計画（令和2年3月「第3章 目標及び施策展開の基本的な考え方」から一般廃棄物に係る減量化等の目標値のみ抜粋）による目標値を本町の目標値と比較しました。

表7-3-2 北海道の目標値との比較

項目	北海道	倶知安町			比較 H29 対 R6
	目標	実績値		実績値	
	令和6年度	平成29年度	令和3年度	令和6年度	
一般廃棄物 総排出量	平成29年度比約 10%削減	5,256トン	4,573トン	4,771トン	9.2%削減
1人1日当 たり排出量	900g/人・日以下 とする	876g	847g	764g	12.7%削減
再生利用率	約57%以上 とする	90.7%	87.3%	84.6%	6.1ポイント減
最終処分量	平成29年度比約 20.8%削減	460トン	532トン	610トン	32%増
(参考) 最終処分率	H20年度約16.8% R6年度約14.7%	8.8%	11.6%	12.8%	4ポイント増

(参考の最終処分率は独自算定)

## (3) 倶知安町の目標量(値)の設定

国や北海道の目標量と本町を比較すると、最終処分量以外は、本計画の基準年度である平成23年度で既に目標量を達成しています。本町は既に一定水準に達していますが、今後も最終処分量の減量化を推進し、国や北海道の目標量との整合性を図りながら、本計画におけるごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の目標量を定めます。

表7-3-3 倶知安町の目標量の設定

項目	実績値		予測値	目標値(令和14年度)	
	平成24年度	令和元年度	令和14年度	目標設定	目標量
一般廃棄物 総排出量	5,094トン	5,458トン	4,958トン	令和元年度比 約8.36%削減	5,000トン
1人1日あ たり排出量	892g	885g	796g	令和元年度比 約10.7%削減	790g/人・日
再生利用率	50.3%	90.3%	85.7%	令和元年度と 同ポイント	90%
最終処分量	695トン	490トン	591トン	令和元年度と 同ポイント	490トン
(参考) 最終処分率	13.6%	9.0%	12%	令和元年度と 同ポイント	9.0%

※令和2・3年度についてはコロナ禍のため引用しない

## ①ごみの排出量

本町の人口は今後減少が見込まれますが観光地としての特性があり、リゾートエリアの開発に伴う観光客や作業員・従業員の増加に伴い、ごみが増加することが予測されます。

ごみの発生抑制に向け、家庭系ごみとともに事業系ごみの減量化にも取り組む必要があります。

令和14年度における計画の数値目標として、1人1日あたりの排出量については、潜在的な観光人口が一番多かった令和元年度実績より約10.7%削減し790gとします。総排出量は1人1日あたりの排出量と人口推移により算出し、令和元年度実績より8.3%削減し5,000トンとします。

## ②リサイクル率

本町のリサイクル率は、既に高水準に達しています。リサイクル率の保持に向けて施策の展開を図る必要があります。令和14年度における計画の数値目標として、令和元年度のリサイクル率の90%を継続する数値目標とします。

## ③最終処分量

ごみ処理の計画の円滑な推進を図り3Rを推進することにより、最終処分量も減少します。令和14年度における計画の数値目標として、令和元年度実績490トンを継続する数値目標とします。

#### 4 ごみ処理費の抑制

ごみの処理をすすめる上で、その事業に係るコストの分析・評価を行い、効率的に事業を展開することが求められています。

平成19年6月（令和3年5月改訂）環境省より、コスト分析の標準的手法として、「一般廃棄物会計基準」が示されました。平成25年4月に「支援ツール」の一部修正が行われました。

本町においても、今後はこの一般廃棄物会計基準等を用いながら、ごみに係るコストを算出し、住民にわかりやすい廃棄物行政を行うとともに、コストの効率化を推進します。

#### 5 基本方針に基づく今後の取り組み

数値目標達成に向け、住民・事業者・町が取り組んでいく主な施策を次のとおりとします。

##### 基本方針 1. ごみの発生抑制と再使用の促進

ごみの排出を抑制するためには、住民・事業者・行政の3者による適切な役割分担と連携・協働が不可欠であり、啓発・啓蒙活動の積極的な展開とともに、過剰包装の抑制やマイバック運動の推進、再生品の利用促進運動などを実施していく必要があります。

また、環境基本計画で掲げた「協同で創造する、自然生態系に即した循環と共生のまちづくり」を、廃棄物処理の面から推進するため、上記運動の展開に加え、物を大切に使うことや、食べ残しを減らすこと、食材が有効活用されるよう工夫することなど、「もったいない」の精神に基づく最も基礎的な取り組みを各家庭レベルから今一度見直し、改善することで、ごみ排出量の抑制を図ってまいります。

##### 【住民の役割】

- ①購入の際には簡易包装を積極的に申し出る
- ②リサイクルに適した商品の購入に努める
- ③ものを大切に使い、修理・修繕などによる再使用に努める
- ④マイバック等を活用し、レジ袋等のごみ排出抑制に努める
- ⑤食材の有効活用、食べ残しをなくす、ごみに出すときは水切りをする等の活動に努め  
残渣の大きな減量に努める
- ⑥環境に優しいライフスタイルを積極的に取り入れ、生活ごみ排出抑制に努める

##### 【事業者の役割】

- ①事業系ごみの減量・資源化  
リサイクル型商品の開発・導入とグリーン購入等再生品利用の推進に努める  
事業者への「拡大生産者責任」に基づく自主回収を行うほか、「排出者責任」によるごみの適正処理に努め、ごみの減量・リサイクルのための取り組みを主体的にすすめる。
- ②適正包装等  
流通・販売段階での簡易包装の推進（トレイ・梱包材の少々限化）に努める  
過剰な包装や緩衝材の使用を抑制するよう努める。
- ③各事業所・職場でのごみ減量リーダーの養成  
事業活動に伴うごみの減量化・再資源化の促進を図るため、ごみ減量リーダーの養成を図る。
- ④ごみにならない製品の開発  
使い捨て商品の開発・製造販売の縮小に努める  
耐久性に優れた商品、適正な処理が困難とならない製品の開発などに努める。

【町の役割】

①啓発活動の推進

- ・ごみの減量化を図るため、住民、事業所に対し、分別の徹底と精度向上につながる啓発・指導を実施する。
- ・小中学校において、ゴミに関する学習機会を確保し、意識の醸成が図られるよう、学校教育関係者と連携を図り、ゴミ収集・処理・リサイクルに関わる施設見学等、学習機会づくりにも積極的に協力する。
- ・広報くっちゃんやホームページ・各SNSへの掲載、分別パンフレット・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、イベント等の活用により、住民への情報を提供する。
- ・不要品のリユース事業を展開する民間企業と連携を図り、不要品を廃棄物として捨てる前に再利用する意識を持つための仕組みを構築し、住民への普及啓発を推進します。

②町における3Rの取り組み

関係部局と連携をとりながら、自ら積極的に3R行動を実践します。

**基本方針 2. 資源化の推進やリサイクル活動等の促進**

ごみは、混ぜれば廃棄物、分別すれば資源となります。適正排出を推進し、住民のリサイクル活動の促進に向けた体制を構築します。

【家庭系ごみの適正排出】

①分別排出ルールの指導・啓発

ごみの分別を徹底するため、分別パンフレットの配布、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の普及、町内会、共同住宅管理会社などと連携し、ごみステーションなどの実態の把握により、協働で指導・啓発に取り組みます。

②違反ごみ等への対応

分別ルールに違反しているごみは、収集時に違反シールを貼付して注意を促します。

【事業系ごみの適正排出】

①事業所への啓発

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することを原則とし、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに地方公共団体の施策に協力しなければならないことから、その啓発に努めます。

②事業系ごみの減量化・リサイクルシステムの構築

事業系のごみは、業種により性質・形状等が安定して排出されていることから、ごみの減量化やリサイクルに取り組みやすいとされています。商店街などが町内会と協力して資源回収業者が回収するなど、双方が効率よくリサイクルできる仕組みを検討します。

【種類別のリサイクル推進】

①容器包装廃棄物のリサイクル推進

容器包装廃棄物の資源化を推進するためには継続して収集を行う必要があります。分別排出ルールの啓発や指導を強化します。

②古紙類のリサイクル推進

新聞、雑誌、ミックスペーパー等は、今後も引き続き現行の回収方法により分別回収を推進します。

③生ごみのリサイクル推進

家庭から排出される生ごみの分別リサイクルは、重要事項です。排出ルールの啓発や指導を強化します。

④もやせるごみのリサイクル推進

平成27年度よりもやせるごみの新処理方法として固形燃料化によるリサイクルを実践しています。令和4年度より固形燃料化不適物の、紙オムツなどの衛生ごみの分別収集を実施しておりますが、その他の固形燃料化不適物の分別方法を検討・確立し、普及啓発を推進します。

⑤古着・古布のリサイクル推進

エコガレージで拠点回収しているウエスとして利用できる綿50%以上の古着・古布のリサイクル率向上に向けた方策を検討します。

⑥小型電子機器のリサイクル推進

平成24年8月10日公布、平成25年4月1日施行の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、現状の本町における受入体制や回収方法に加え、令和4年度よりリネットジャパン(株)と協定を締結し、回収方法・リサイクル方法に関する選択肢を増やし、住民への普及啓発を推進します。

⑦プラスチック使用製品のリサイクル推進

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、プラスチック製容器包装のみならずそれ以外のプラスチック使用製品についてもリサイクルが可能となりました。プラスチック使用製品に係る資源化方法を検討・確立し、普及啓発を推進します。

【リサイクル活動等の促進】

①民間活力の活用

倶知安町内の民間の一般廃棄物処分業許可処理施設及び専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみでの処分を行う施設では、ごみの種類毎にその特質を活かした資源化処理が行われています。今後は、収集運搬許可業者と連携しながら、排出事業者に対してこれら民間資源化施設の活用を促（うなが）していきます。

②リサイクル情報等の蓄積と提供

リサイクル活動を促進するうえで情報の共有は重要となります。町内会や町民団体または事業者が行う、ごみの減量化を目的としたフリーマーケットなどのイベントの情報を蓄積し、住民へ提供するシステムを構築します。

また、不要品のリユース事業を展開する民間企業と連携を図り、不要品を廃棄物として捨てる前に再利用する意識を持つための仕組みを構築し、町民への普及啓発を推進します。

基本方針 3. 環境教育の充実

ごみや環境について子供の頃から意識を持つこと、ごみについて実際に見たり聞いたりすることは、何より実感があり環境制作への理解と相互協力が向上します。

①ごみ処理パンフレットの配布・出前講座の実施

ごみはどのような仕組みで処理されるのかを知ること、興味を持ってもらえるように、小学校・中学校などへパンフレットを配布します。

更に、出前講座などを実施し、意識向上を目指します。

②ごみ処理見学会などの実施

現在、施設見学会は小学校が主体的に実施しています。今後は、小学校はもとより、中学校・高等学校・一般住民が見学できる機会をつくり、環境について住民や事業者が関心を持ってもらえるように働きかけ、ごみの減量、リサイクルの推進、ごみ分別や環境保全の必要性などについて積極的な情報発信に努めます。

#### 基本方針 4. 環境にやさしいごみ処理体制の整備

ごみ処理の安全性確保と住民の信頼確保に努め、収集・運搬・中間処理・処分にあたっては、地球温暖化防止にも配慮されるよう環境への負荷をできる限り少なくし、住民や事業者、関係機関と連携しながら、適正処理に向けた体制を構築します。

##### ①家庭系ごみの適正排出

分別排出ルールの指導・啓発を強化し、環境への負荷が少ない適正排出を促進します。

##### ②事業系ごみの適正排出

事業所へのごみの減量化・リサイクルの啓発及び自己処理への協力を求め、環境への負荷が少ない適正排出を促進します。

##### ③ごみの収集運搬計画

地域特性等を考慮した体制の適宜見直し、ごみステーションの維持・管理における住民との協力と信頼関係が図られるよう努め、より効率的な収集運搬体制を検討・整備します。

##### ④ごみ処理の環境における配慮

ごみ処理について、地球温暖化の防止の観点、及び有害物質による環境への影響を配慮し、いかなる事業主体による処理であっても、法令を遵守させ適正に処理されるよう監視に努めます。

##### ⑤適正処理困難物への対応

町では家庭から排出されるごみのうち、適正な処理が困難なもの（適正処理困難物）や有害なもの、危険性があるもの等を「排出禁止物」としています。これらのものは、販売業者や専門業者に排出者自ら処分を依頼するなど適正に対応する必要があります。なお、有害なもののうち、乾電池、蛍光灯、電球、水銀体温計、小型充電式電池については処理ルートがあるので、有害ごみとして収集しています。適正な処理が推進されるよう、分別パンフレットやごみ分別アプリ「さんあ〜る」、チラシ等において住民周知を進めます。

##### ⑥在宅医療廃棄物の対応

医療技術の進歩に伴い在宅医療も増加傾向にあります。このため、一般家庭からも点滴バッグや注射針の在宅医療廃棄物が排出されるようになりました。これらは家庭から排出されるため一般廃棄物として取り扱われます。しかし、注射針の混入などによる収集作業員への危険性に対する対応など、それぞれの性状に見合った回収方法が必要になりますので、町による分別指導や相談、また、関係機関とも連携し対応策を適宜検討します。

##### ⑦引越ごみの対応

引越や特殊事情などにより大量のごみが発生または指定日に排出できない場合、ごみステーションが一杯になり他の住民の排出に支障が及ぶ可能性があることから、自ら搬入または収集運搬許可業者への依頼による収集運搬を促すと共に、分別の啓発に努めます。

##### ⑧不法投棄防止の啓発と自然環境の保全

不法投棄やポイ捨てはなかなか無くなりません。町の定期的なパトロールの実施、近隣住民との情報提供や啓発看板の設置、クリーン作戦など地域協力を通して町全体の意識の向上を図り、住民・関係機関と連携して不法投棄の防止と自然環境の保全を推進します。

##### ⑨羊蹄山麓地域の一般廃棄物

羊蹄山麓7ヶ町村（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）では、もやせるごみの固形燃料化処理をしています。処理施設（固形燃料化）の設置場所が倶知安町であることから、今後も羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会の中で効率性、継続性また環境への影響を配慮しながら協議・検討を進めていきます。

6 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの分別収集は、現行の収集体制を当面継続しますが、令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことから、現在、もやせないごみとして収集されてきたプラスチック使用製品をプラ製容器包装と同様に資源化する取り組みを今後検討していきます。

表7-6-1 分別収集区分

種類	分別区分	収集区分	排出容器等	中間処理施設
①もやせるごみ	もやせるごみ	指定日	指定専用袋	俱知安町 清掃センター又は 委託施設
	衛生ごみ	指定日	指定専用袋	
②もやせないごみ	もやせないごみ	指定日	指定専用袋	
	アスベスト含有家庭用品	申し込み制	指定専用袋	
③生ごみ	生ごみ	指定日	指定専用袋	
④有害ごみ	蛍光管・電球・水銀体温計	指定日	市販の透明袋・半透明袋	
	乾電池・ボタン電池・小型充電式電池	随時	ごみステーション設置の電池回収箱	
⑤資源回収する 容器包装	プラスチック製容器包装	資源ごみ2の日	市販の透明袋・半透明袋	俱知安町 資源リサイクルセンター又は 委託施設
	紙製容器包装	資源ごみ2の日		
	ペットボトル	資源ごみ1の日		
	アルミ缶・スチール缶・びん類	資源ごみ1の日		
⑥資源回収する 古紙類等の資源 ごみ	紙パック	資源ごみ1の日	ひもで縛る	
	段ボール	資源ごみ1の日		
	新聞・チラシ	資源ごみ1の日		
	本・雑誌	資源ごみ1の日		
	発泡スチロール	資源ごみ1の日		
	ミックスペーパー	資源ごみ1の日	白地の紙袋	

※①もやせるごみは平成27年度以降は焼却処理をせず、新中間処理施設で固形燃料化処理しています。また、衛生ごみは令和4年10月から指定専用袋化しています。

※②有害ごみは清掃センターで一時保管し、再処理施設において無害化・再生処理されます。

(2) 家庭系引越ごみ

引越ごみは、分別収集区分に従って排出することに努めなければなりません。多種多様なごみが大量に発生するため、ごみステーションが溢れる等、その量や形態により通常の収集に支障をきたすおそれがあります。排出者は、引越又は諸事情により通常より量が多い又は分別や指定日の排出が困難である場合、引越ごみとして、町の指示する方法で排出するか、自ら又は許可業者へ依頼して収集・運搬することとします。

(3) 事業系ごみ

事業系ごみは、自ら又は許可業者へ依頼して収集運搬することを基本とし、分別区分に従いつつ家庭系ごみの処理に支障がないと認めるときは、家庭ごみとみなして収集運搬することとします。

## 7 ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

## (1) 収集形態等

## ①一般廃棄物（家庭系ごみ）

家庭系ごみは、ごみステーション方式による収集、又は清掃センターに自ら搬入することとしています。収集の回数については当面現状と同様とします。

- ア) もやせるごみ：週1回（含む衛生ごみ：1回）
- イ) もやせないごみ：月2回
- ウ) 生ごみ：週2回
- エ) 資源ごみ：週2回（資源ごみ1：1回、資源ごみ2：1回）
- オ) 有害ごみ：月1回

## ②粗大（大型）ごみ

平成18年度より家庭系粗大ごみについては、町自ら又は委託して収集又は運搬を実施することが財政面・人員面から体制を整えることが困難なため、排出者が自ら又は許可業者に依頼して処理施設に搬入することとしています。現在、許可業者による搬入は年間約100件、重量約20トンの搬入があり、適正に収集運搬がされています。粗大ごみの収集運搬は当面現状と同様とし、状況の変化が生じた場合、適宜、検討することとします。

粗大ごみは、破碎・分別して、もやせるごみとして扱うことができるものは焼却処理、リサイクルできるものは資源化し、残ったもの（残渣・不燃）は埋立処分しています。

## ③一般廃棄物（事業系ごみ）

事業系ごみについても粗大（大型）ごみと同様、町自ら又は委託して収集又は運搬を実施することが財政面・人員面から体制を整えることが困難なため、自ら又は許可業者へ依頼による収集・運搬・処分とし、町の家庭系ごみの収集・運搬・処分に、支障がないと認めるときは処理をします。

## ④排出禁止物等

ごみを収集・運搬・処理する際、機器や設備に著しい汚損、損壊するなどの、適正に処理が出来なくなるものを指定しています。

- ア) 危険性、引火性のあるもの
- イ) 有害性のあるもの
- ウ) 処理施設の機能を損なうおそれのあるもの
- エ) その他、ア) からウ) 以外の処理が困難なもの

## ⑤リゾート地域のごみ処理体制

リゾート地域である字山田及び字樺山におけるごみ処理については通常の処理体制では支障が出ていることから、一部地域を「ニセコひらふリゾート特別処理地区」として、本計画で定めた本町全体の排出・収集形態とは別に実施計画において排出・収集方法等を定め実施します。

## (2) 収集・運搬体制

町内会等が管理するごみステーション方式を継続し、環境面や衛生面に配慮しながら、業務の効率化を図ります。以降の8収集・運搬体制計画に示します。

## (3) 中間処理・最終処分

もやせるごみ処理方式の移行に伴い、適宜、検討する必要があります。

以降の9中間処理計画及び10最終処分計画に示します。

8 収集・運搬体制計画

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの分別収集は、現行の収集体制を当面継続しますが、令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことから、今までもやせないごみとして収集していたプラスチック使用製品の再資源化に取り組むため、プラスチック製容器包装と合わせた分別収集について検討を行います。

表7-8-1 家庭系ごみの種類・分別区分及び収集・運搬体制

種類	分別区分	細区分	収集回数	収集・運搬方式	収集・運搬主体	中間処理施設(注)
もやせるごみ	もやせる	もやせるごみ	週1回	ごみステーション方式又は処理施設へ自ら搬入	町(委託)排出者	委託施設
	衛生ごみ	紙おむつ・生理用品類	週1回			
		非感染性在宅医療器具等				
もやせないごみ	もやせない	もやせないごみ	月2回	ごみステーション方式又は処理施設へ自ら搬入	町(委託)排出者	町または委託施設
	小電機器	使用済小型電子機器	もやせない又は粗大と同様	拠点・処理施設へ自ら又は許可業者へ依頼して搬入、若しくはごみステーション方式 小型電子機器は、リネットジャパン(株)に直接搬入が可能(指定運搬業者)	排出者・許可業者・町	
	アスベスト	アスベスト含有家庭用品	随時	申込み制(戸別収集)又は清掃センターへ自ら搬入	町(直営)排出者	
粗大	粗大	粗大(大型)ごみ	個別	処理施設へ自ら又は許可業者へ依頼して搬入	排出者・許可業者	
生ごみ	生	生ごみ	週2回	ごみステーション方式又は処理施設へ自ら搬入	町(委託)排出者	委託施設
資源ごみ	缶・びん類	アルミ・スチール缶	週1回	ごみステーション方式又はエコガレージ、処理施設へ自ら搬入	町(委託)排出者	町または委託施設
		ガラス製容器				
		リターナブルびん				
	ペット	ペットボトル				
	紙パック	紙パック				
	段ボール	段ボール				
	発泡ス	発砲スチロール				
	新聞類	新聞・チラシ				
	雑誌類	本・雑誌				
	ミックス	ミックスペーパー				
	紙製	紙製容器包装				
	プラ製	プラ製容器包装				
古着類	古着・古布	開設日	エコガレージへ自ら搬入	排出者	町エコガレージ	
有害ごみ	蛍光管類	蛍光管・電球・水銀体温計	月1回	ごみステーション方式又はエコガレージ、処理施設へ自ら搬入	町(委託)排出者	町または委託施設
	電池	乾電池・ボタン電池	随時	電池回収箱、エコガレージ、処理施設へ自ら搬入		

(注) 中間処理施設については、以下の 9 中間処理計画に記載する。

## (2) 町では収集しないごみ

表7-8-2 町では収集しないごみ

分類	ごみの種類	処分方法等の摘要
家電リサイクル法（対象機器）	テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	販売店など取扱店
自動車リサイクル法	自動車	販売店など取扱店
特別管理一般廃棄物	注射針等感染性のおそれのあるもの、家電等を含むPCB使用部品、特定の施設からの煤塵	病院等 専門機関など
危険性、引火性、有害性があるもの	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器、ガソリン、灯油、ベンジン、塗料入り缶、劇薬等	販売店など取扱店
一般廃棄物の広域的処理に係る特例の対象となる廃棄物のうち右欄に掲げるもの	二輪車（バイク）、FRP船、PCプリンター用インクカートリッジ、火薬類	販売店など取扱店 専門機関
適正処理困難物	スプリング入りマット・ソファ、タイヤ、畳	販売店など取扱店 許可業者
処理施設の機能を損なうおそれのあるもの	大量の土砂・コンクリートブロック・大木など	許可業者
動物の死体のうち右欄に掲げるもの	化製場に関する法律の獣畜、所有者が特定できる犬と猫	道知事の許可を受けた業者等
粗大ごみ（大型ごみ）	ソファ、スキー、机など指定専用袋に入らない大きさのもの	自ら搬入または許可業者へ依頼して搬入
事業系ごみ	事業活動に伴って生じる一般廃棄物	*注（3）事業系ごみの体制計画に記載
使用済小型電子機器のうち右欄に掲げるもの	パソコン、携帯電話	*注（4）使用済小型電子機器の体制計画に記載
引越ごみ	指定日に排出することが困難なもの、または分別及び排出量等により通常の収集に支障をきたすおそれのあるもの	許可業者へ依頼して収集・運搬・処分するなど、町長の指示する排出・運搬方法・運搬場所とする。

## (3) 事業系ごみの処理体制計画

事業系ごみは、事業者の自己責任において適正に処理することを基本としています。そのため、自ら処理または許可業者へ依頼による収集・運搬・処分を基本とします。事業者は3Rの推進など環境に配慮した事業活動を行い、法令を遵守し、廃棄物の適正な循環利用及び処分への取り組みに努めるものとします。

ただし、家庭系ごみの処理に支障がないと認めるときは、家庭系ごみとみなして排出することができることとします。今後は新規事業者及び既存事業者に対して基本処理への理解と協力を求めています。

(4) 使用済小型電子機器の処理体制計画

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の公布（平成24年8月10日公布）に伴い、町による適正処理の取り組みをすすめます。拠点回収など収集方法等を適宜検討し、リサイクル率の向上を促進します。

当面は、もやせないごみとの併用収集とし、直接搬入物のピックアップ回収をします。

パソコン、携帯電話は、個人情報保護対策及び資源化の必要がありますのでごみステーション方式による収集はしませんが、排出者が分別して自ら搬入されものは受け入れします。ただし、従来の回収ルート（メーカー、3R推進協会など）への排出も可能とします。

また、小型電子機器は、町と協定を締結しているリネットジャパン(株)に直接搬出が可能ですが、その際はリネットジャパン(株)の指定運搬業者のみの収集となります。

(5) 羊蹄山麓地域の一般廃棄物の処理体制計画

現在、羊蹄山麓7ヶ町村（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）のもやせるごみは、焼却処理から固形燃料化方式に移行し、処理施設の設置場所は倶知安町となることから、羊蹄山麓6ヶ町村（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）のもやせるごみ及び衛生ごみは、倶知安町内の処理施設へ搬入されます。中間処理された固形燃料は資源化物として再生利用されるほか、衛生ごみは令和3年度から焼却処理され、残渣は倶知安町内の委託施設で最終処分されます。

もやせるごみ（もやせるごみ・衛生ごみ）の処理フロー計画を以下に示します。

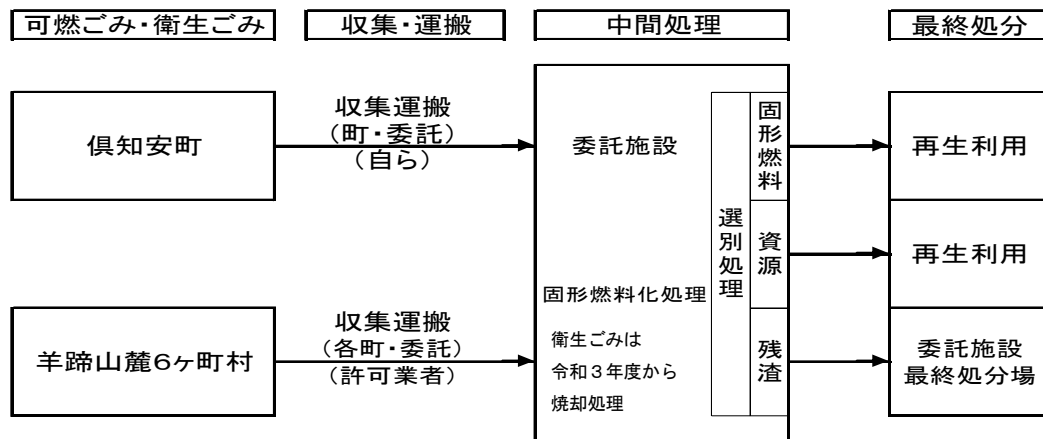


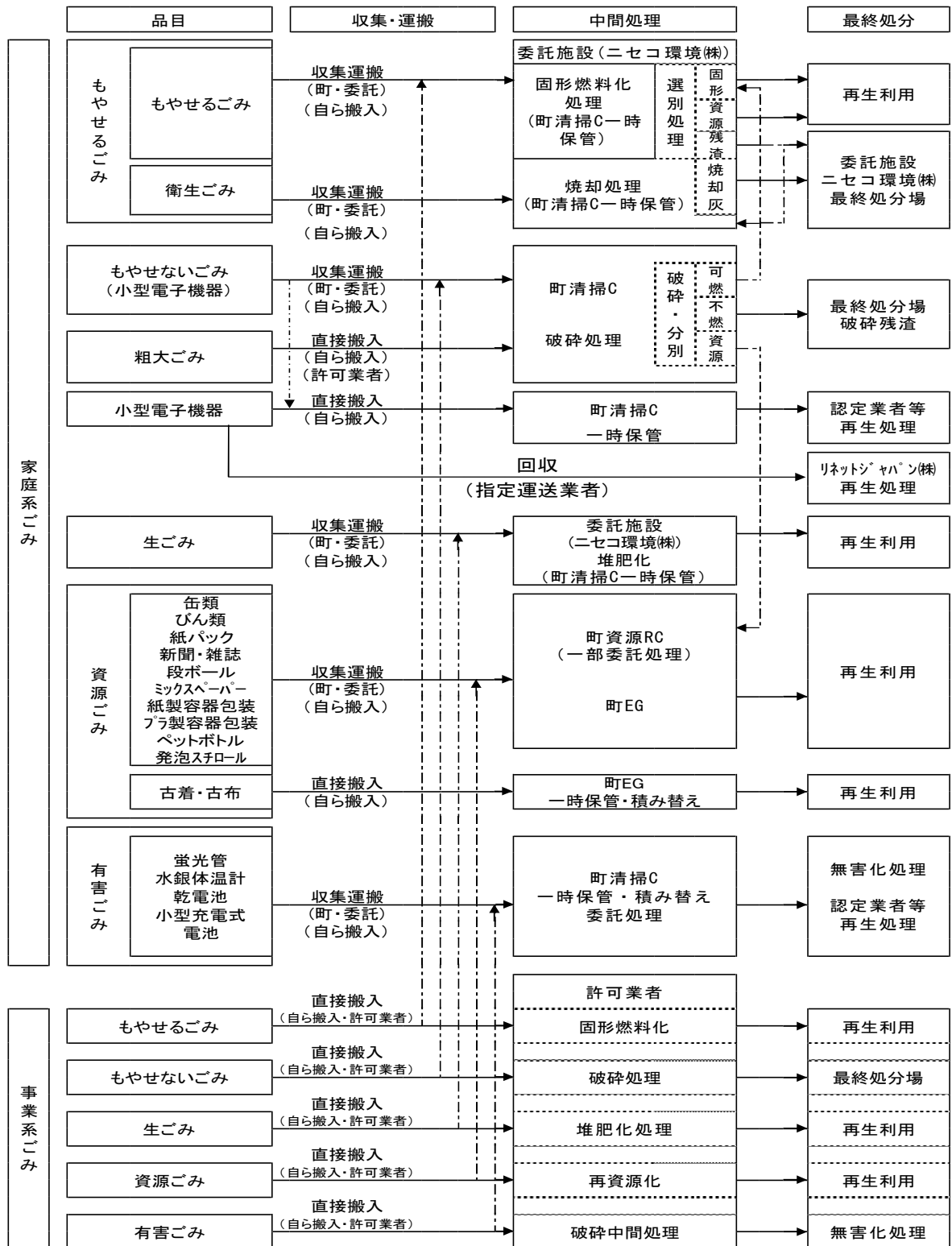
図7-8-1 羊蹄山麓地域のもやせるごみ処理フロー

9 中間処理計画

(1) 処理フロー

倶知安町清掃センターの焼却炉は平成27年3月で稼働を終えたことから、中間処理施設全体について検討する必要があります。

現在の処理フローを示します。



注：町清掃C（センター）、町資源RC（リサイクルセンター）、町EG（エコガレージ）  
注：委託（許可）施設で行う焼却処理は衛生ごみのほか、一部一般廃棄物についても搬入量等に応じて行う。

(2) 中間処理施設計画

①焼却処理施設

倶知安町清掃センターの焼却炉は、平成27年3月をもって稼働を終えたことから、固形燃料化処理を主体とする民間委託施設となります。

焼却施設は今後解体することを基本とし、解体計画を検討・策定中です。

②破砕処理施設

倶知安町清掃センターの破砕施設は、焼却施設と併設されていることから、今後、施設調査を実施しその結果を踏まえ、管理運営、施設の耐久性などを総合的に検討し施設計画を検討・策定します。

③資源リサイクルセンター

資源リサイクルセンターは、焼却施設と別棟になりますが清掃センター内に既設しているため、焼却施設及び破砕処理施設の動向により、今後、管理運営面などを総合的に検討し施設計画を検討・策定します。

④回収資源物保管用ストックヤード

回収資源物保管用ストックヤードは、資源リサイクルセンターと同様の理由により、今後、施設計画を検討・策定します。

⑤エコガレージ

エコガレージは市街地に位置し、良好な利便性から利用者が多く、リサイクル率の向上に寄与していることから、現施設の維持管理の継続及び更なる利便性の向上を目指し検討を行う計画です。

10 最終処分計画

(1) 最終処分に関する基本方針

- ①最終処分場は周辺環境に影響を与えることのないよう、適切な管理・運営に努めます。
- ②ごみの排出抑制、資源化の促進、中間処理により埋立量の減量に努めます。
- ③環境保全を念頭に置きながら、最終処分場の整備に努めます。

(2) 最終処分場計画

倶知安町一般廃棄物最終処分場は、焼却残渣、破砕残渣、中間処理及びリサイクルでの処理に適さないものを埋立処分します。また、不測の事態への対応としてストックヤードの確保のため維持管理を継続します。浸出液処理施設の適正管理、及び残余容量の定期的な測量を行います。

## 11 その他ごみに関し必要な事項

### (1) 美しいまちづくり審議会

倶知安町美しいまちづくり審議会条例に基づき設置された諮問機関であり、本町の減量化対策などの審議をいただくとともに、幅広く廃棄物行政に対する意見を求めます。

### (2) 各種感染症対策

各種感染症に係る一般廃棄物の処理体制については関係法令や国の指針等、本町の処理形態を踏まえ、適正に対応します。

### (3) 災害対策

倶知安町地域防災計画（平成22年3月）第3章第7項「清掃」に定めるほか、一般廃棄物処理（収集・運搬・処分）許可業者と連携し、ごみ・がれきの清掃・処分を実施します。今後、ごみの一時保管場所の選定及び最終処分場などストックヤードの維持管理を行います。また、もやせるごみの広域処理に鑑み、不測の事態になった場合、倶知安町は、中心となって羊蹄山麓7ヶ町村をとりまとめ対応することとします。

### (4) 町民団体等による資源ごみ等の集団回収

本町においては、一部の町内会が古紙類、缶、びん類などをリサイクル物として定期的に回収している例があり、今後、状況の掌握や全町的な普及拡大について検討します。

### (5) 他市町村からの一般廃棄物の受け入れについて

本町内の民間業者には、古紙類を原料とする民間施設があり再生利用されています。これにより、近隣町村（京極町、共和町、寿都町、真狩村、黒松内町）から事業系資源ごみ（段ボール、ミックスペーパー、紙シュレッダーごみ）が年間約3トン搬入されており、定期的に搬入されるため本計画に位置づけ、実績の掌握を行うとともに適正処理がされるよう指導します。

また、本町内に民間の一般廃棄物処分施設があり、本町以外から排出される一般廃棄物の処分依頼があり、かつ、排出市町村での処分が困難である場合、一般廃棄物の受け入れを了承する場合があります。不定期に依頼されるため、市町村間協議を行い、法令基準を遵守させ、住民生活に影響が生じないよう適正処理の監理に努めます。

### (6) 不法投棄対策

山間部等における不法投棄を未然に防ぐため、地域や警察と連携し、町内会や周辺住民の協力のもと、監視体制の強化等を通して、不法投棄がされないような環境づくりを進めていきます。

第8章 生活排水処理基本計画

1 計画策定の趣旨

本町では、身近な生活環境や公共用水域の保全を図るため、平成元年度から公共下水道が供用開始され、浄化槽の普及と併せて、令和3年度末現在、汚水処理人口普及率は88.3%、生活排水処理率は87.9%に達しており、生活環境の向上が図られています。

今後とも、生活排水の衛生処理の促進を図り、快適な居住環境づくりを進めるため、生活排水処理基本計画を策定します。

2 基本方針

1. 生活排水が、公共下水道又は合併浄化槽により適正に処理されるよう、その普及促進に努めます。
2. 公共下水道区域内においては、下水道への接続を指導し、利用促進を図ります。
3. し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理場の適正な運転と維持管理を通して衛生的に処理します。
4. 町内河川等の水質保全、周辺環境へ影響を及ぼさないよう、浄化槽の適正な維持管理の徹底、生活雑排水対策など住民と一体になって展開します。

3 生活排水の排出の状況

本町における生活排水の排出の状況は、次のとおりです。

表8-3-1 生活排水の処理形態別人口

(単位：人、%)

項	目	R1年度	R2年度	R3年度
行政区域内人口		16,075	14,826	14,478
汚水処理	汚水処理人口	14,043	12,939	12,784
	公共下水道処理	12,866	11,708	11,625
	公共下水道処理区域外の合併浄化槽	1,177	1,231	1,159
	非汚水処理人口	2,032	1,887	1,694
	汚水処理人口普及率(%)	87.4	87.3	88.3
生活排水処理	水洗化・生活雑排水処理人口	14,000	13,001	12,722
	公共下水道水洗化	12,469	11,315	11,290
	合併浄化槽	1,199	1,256	1,176
	その他下水道区域外流入	332	430	256
	水洗化・生活雑排水未処理人口	2,075	1,825	1,756
	単独浄化槽	327	321	266
	し尿くみ取り	1,748	1,504	1,490
生活排水処理率(%)	87.1	87.7	87.9	

※ 汚水処理人口：公共下水道処理人口+公共下水道処理区域外の合併処理浄化槽人口

※ 公共下水道処理人口：公共下水道整備区域内人口

※ 公共下水道：公共下水道+特定環境保全公共下水道

※ 汚水処理人口普及率：汚水処理人口/行政区域内人口×100

※ 水洗化・生活雑排水処理人口：公共下水道接続人口+合併処理浄化槽人口+下水道区域外流入人口

※ 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口/行政区域内人口×100

#### 4 生活排水の処理体系及び処理主体

##### (1) 処理体系

本町における生活排水の処理体系は、次の図のとおりです。

公共下水道及び合併処理浄化槽に接続している家屋の生活排水は、処理し放流されています。単独処理浄化槽及び汲取り便所の家屋から排出される生活雑排水は、未処理のまま放流されています。し尿及び浄化槽汚泥は、羊蹄衛生センターで処理し、処理水を放流しています。

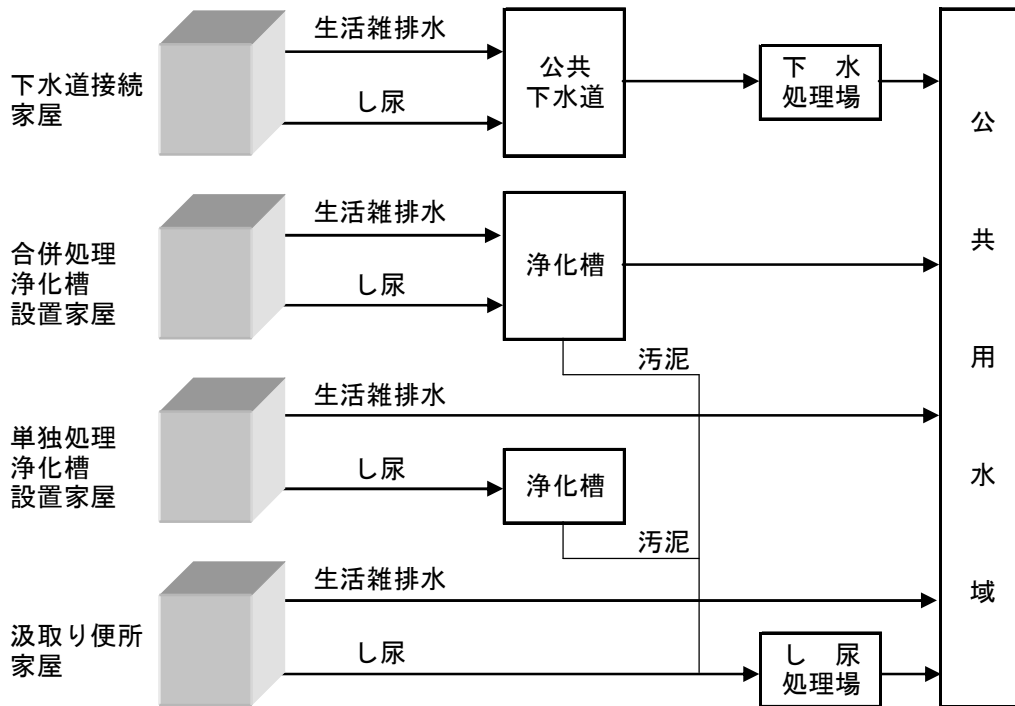


図8-4-1 生活排水の処理フロー

##### (2) 処理主体

本町における生活排水の処理主体は、次のとおりです。

表8-4-1 生活排水の処理主体

処理施設	区 分	処 理 主 体
公共下水道	し尿・生活雑排水	倶知安町（倶知安町下水終末処理場）
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	各設置者（個人等）
単独処理浄化槽	し尿	各設置者（個人等）
し尿処理場	し尿・浄化槽汚泥	羊蹄山麓環境衛生組合（羊蹄衛生センター）
最終処分場	し尿処理場から排出される焼却灰	各構成町村（ニセコ町を除く）の最終処分場（倶知安町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町） ニセコ環境（株）の最終処分場（ニセコ町）

（参考：令和4年度倶知安町分の焼却灰最終処分量318kg）

5 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理計画

①生活排水の処理目標

項目	令和3年度	計画策定年次 (令和4年度)	計画目標年次 (令和14年度)
生活排水処理率	87.9%	88.5%	89.5%

②計画人口

(単位：人)

項目	令和3年度	計画策定年次 (令和4年度)	計画目標年次 (令和14年度)
行政区域内人口	14,478	14,970	15,613
生活排水処理人口	12,722	13,250	13,974

③ 生活排水の処理形態別内訳

本町における生活排水の処理形態別内訳の人口の見込みは次のとおりです。

表8-5-1 生活排水の処理形態別内訳

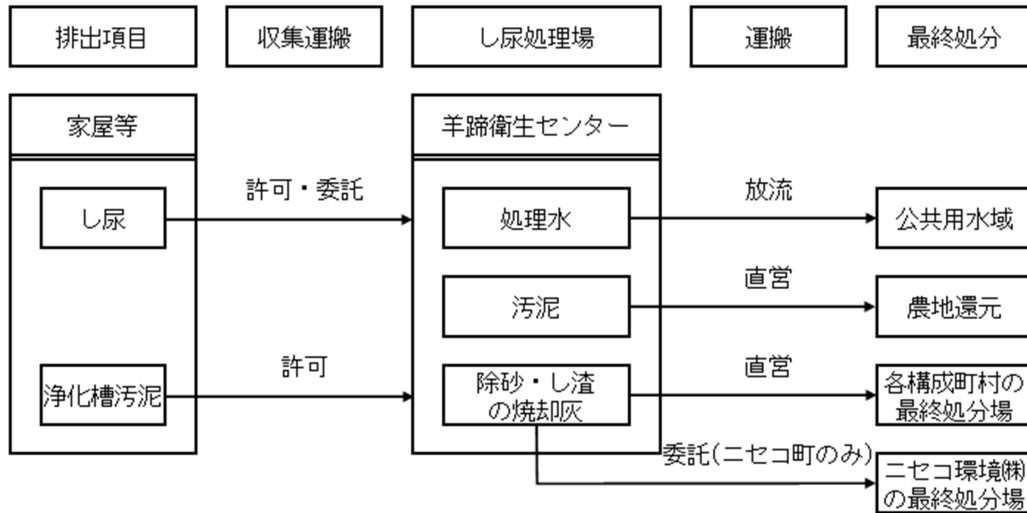
【単位：人】

項目	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
行政区域人口		14,970	15,462	15,474	15,460	15,463	15,466	15,469	15,472	15,475	15,544	15,613
水洗化・生活 雑排水処理人口		13,250	13,707	13,857	13,837	13,839	13,842	13,845	13,847	13,850	13,912	13,974
公共下水道		11,423	11,897	11,725	11,712	11,714	11,717	11,719	11,721	11,724	11,778	11,832
合併浄化槽		1,433	1,453	1,733	1,730	1,730	1,730	1,731	1,731	1,731	1,739	1,747
その他 下水区域外流入		394	357	399	395	395	395	395	395	395	395	395
未水洗化・生活 雑排水未処理人口		1,720	1,755	1,617	1,623	1,624	1,624	1,624	1,625	1,625	1,632	1,639
単独浄化槽		278	298	264	260	260	260	260	260	260	261	262
し尿汲取り		1,442	1,457	1,353	1,363	1,364	1,364	1,364	1,365	1,365	1,371	1,377

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理の現状

① し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー

令和4年度現在のし尿及び浄化槽汚泥の処理フローは次のとおりです。



② し尿及び浄化槽汚泥の収集実績

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集実績（収集量・人数・原単位）は次のとおりです。

表8-5-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集実績

項目	収集量 (ℓ)			人数 (人)			原単位 (ℓ/人・年)		
	R2	R3	平均	R2	R3	平均	R2	R3	平均
し尿	2,547,870	2,414,940	2,481,405	1,504	1,490	1,497	1,694	1,620	1,657
浄化槽	2,513,870	2,080,880	2,297,375	1,577	1,442	1,509	1,594	1,443	1,518
単独浄化槽	462,970	411,880	437,425	321	266	293	1,442	1,548	1,495
合併浄化槽	2,050,900	1,669,000	1,859,950	1,256	1,176	1,216	1,632	1,419	1,525
合計	5,061,740	4,495,820	4,778,780	3,081	2,932	3,006	3,288	3,063	3,175

③ し尿処理施設の概要

- 1) 事業主体 羊蹄山麓環境衛生組合
- 2) 施設名称 羊蹄衛生センター
- 3) 所在地 虻田郡倶知安町字比羅夫266番地3
- 4) 敷地面積 12,789.42㎡
- 5) 施設規模 75t/日
- 6) 竣工 昭和44年11月
- 7) 処理方式 一次処理：加湿式二段消化法、 二次処理：標準活性汚泥法
- 8) 構成町村 倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町

(3) し尿及び浄化槽汚泥量の予測

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量の将来予測は次のとおりです。

表8-5-3 し尿及び浄化槽汚泥量の予測

(単位：キログ)

項 目	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
し尿	2,415	2,357	2,641	2,602	2,599	2,505	2,482	2,370	2,366	2,256	2,214
浄化槽	2,081	3,446	3,303	3,325	3,342	3,350	3,367	3,385	3,403	3,408	3,425
単独浄化槽	412	586	413	413	413	413	412	412	412	411	411
合併浄化槽	1,669	2,860	2,890	2,912	2,929	2,937	2,955	2,973	2,991	2,997	3,014

(4) し尿・汚泥の処理計画

① 羊蹄山麓環境衛生組合

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、羊蹄山麓環境衛生組合（構成6ヶ町村、倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）で行っています。収集運搬計画及び処理計画については、羊蹄山麓環境衛生組合の一般廃棄物処理基本計画によります。

② し尿・汚泥の収集運搬計画

収集・運搬は現在羊蹄山麓環境衛生組合による委託及び収集運搬許可業者により行っています。今後も、この体制を基本として継続していきます。

③ し尿・汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、羊蹄山麓環境衛生組合が管理する羊蹄衛生センターにおいて、適正に処理されています。今後とも事務組合と連携し、適正な処理をすすめます。

④ し尿処理施設の現状と今後の計画

羊蹄衛生センターは、昭和44年の竣工から50年以上経過しており、施設の老朽化の課題がありますが、現在、新施設の整備が進められており令和11年度から新施設での稼働が予定されています。

(5) その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について住民に周知を図るとともに、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期点検について、広報等を通じてその徹底や啓発活動に努めます。

また、生活排水及び処理水の放流先である河川の水質を維持できるよう、継続的に水質をモニタリングする必要があることから、尻別川水域の水質検査を継続して実施します。